

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌
J+C ECONOMIC JOURNAL

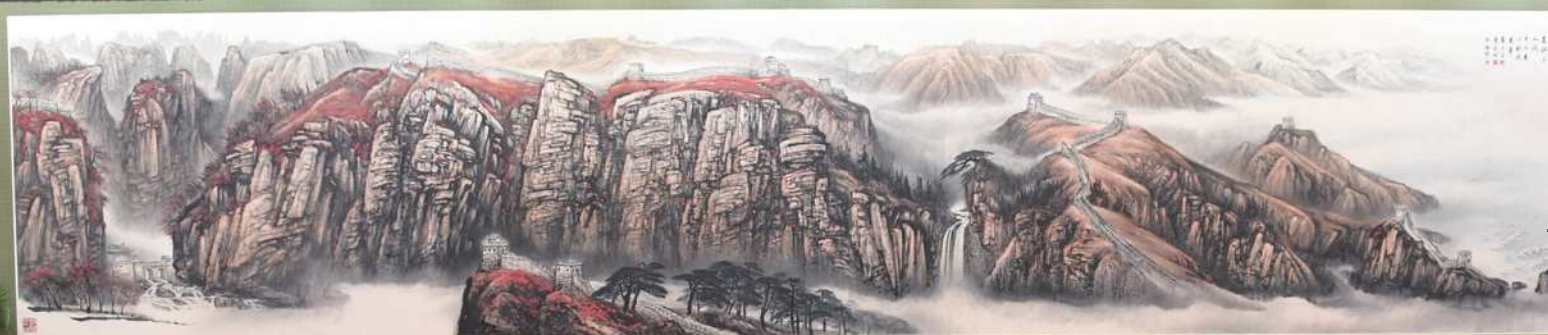
平成30年10月25日発行/毎月1回25日発行
11月号 (No.298)

NOVEMBER
2018
No.298

11

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>



SPECIAL REPORT

**グローバル化と
イノベーションに向けて**

—2018年度日中経済協会合同訪中代表団抄録—

FOCUS：第22回日中民商事法セミナー報告

**時々刻々：中国高齢化社会における東北再振興と
中日医療介護協力への思い**

中国ビジネス Q&A：2018年中国における産業振興のための減税措置



表紙写真：2018年度日中経済協会合同訪中代表団（総勢240人）の李克強國務院総理との会見（撮影：日中経済協会）

1 巻頭言

日本のエネルギーセキュリティと中国

■月岡 隆 日中経済協会 常任理事、出光興産株式会社 代表取締役会長

2 FOCUS

第22回日中民商事法セミナー報告

■小杉丈夫 国際民商事法センター 理事・弁護士

■藤田昌和 日中経済協会 調査部 プロジェクト担当部長

SPECIAL REPORT

グローバル化と イノベーションに向けて

—2018年度日中経済協会合同訪中代表団抄録—

- 6 李克強國務院総理との会見(全文)
中国は市場の公平性、透明性、予見可能性向上に努力
- 11 21世紀日中関係展望委員会(第15回)提言書 要旨
世界経済秩序の確立とイノベーションの新展開
—日中協力の新たな指針—
- 12 商務部との全体会議
グローバル秩序の再構築と日中協力
- 16 国家発展改革委員会との全体会議
持続・安定的な経済成長と構造改革—日中協力の視点から
- 20 工業信息化部との全体会議
新次元の日中イノベーション協力
- 24 浙江省訪問団記録
ニュー・エコノミーが成長を牽引する浙江省
■高見澤学 日中経済協会 調査部長

28 時々刻々

中国高齢化社会における東北再振興と 中日医療介護協力への思い

■馬 強 北京中養国康養老産業発展有限公司 董事長
中国研究型医院学会医養結合専門委員会 副会長
中国国家発展改革委員会国際合作中心 特約諮詢研究員

30 中国ビジネス Q&A

2018年中国における産業振興のための減税措置

■鄭林根 DT 弁護士法人 中国律師

32 情報クリップ

孫志剛・貴州省書記来日歓迎懇談会 ほか

JCNDA NEWS

2018年9月の日中東北開発協会の活動から

日本のエネルギー セキュリティと中国



一般財団法人 日中経済協会 常任理事
出光興産株式会社 代表取締役会長

月岡 隆

出

光興産と中国の関係は非常に深く、1972年の日中国交回復の翌年に大慶原油を初輸入したことから始まりました。これは日中国交回復の一月前、当時の出光計助会長が日本経済人訪中団の一員として中国を訪れ、現地で意見交換をしたことがきっかけになっています。80年代には中国の国営石油会社との技術協力を開始して、今日でもオペレーション改善に向けたテーマ等を通して技術交流を継続しています。90年代後半からは大連でサービステーション事業を手掛けましたが、中国の国内政策の変更もあつて結果的にはうまくいきませんでした。

足下では石炭関係での取引が大きくなってきています。石炭は、この7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画で、安定供給性と経済性に優れた「重要なベースロード電源」として位置づけられました。今回の基本計画で、2030年の一次エネルギーに占める石炭比率を15年と同じ25%としたことに対して、地球温暖化対策という側面から不満の声も上がっています。CO₂削減という地球市民としての課題解決に向けた議論は当然重要ですが、ここで欠くべきでないのは国内の各種産業や国民が日常生活で使うエネルギーをどのよう

島国である日本にとって国際紛争や災害等の非常事態に備えたエネルギーの多様化が必要不可欠であるという点は蔑ろにできません。そのような現状を踏まえて、予見性の高い未来を見据えた場合、当面は石炭も重要な選択肢の一つです。当社は低炭素ソリューションの一環として石炭の燃焼解析技術の活用や石炭との混焼が可能なバイオマス燃料の研究も進めており、効率よく石炭を利用しながら諸外国へ技術移転を進めるなど、様々な形で地球規模のCO₂削減に貢献していくことができると考えています。

彼の国中国では、CO₂削減のために電気自動車に力を入れると声高らかに宣言している一方、あまり着目されていませんが、30年時点での石炭消費量を現状の25億トンから33億トンへと増加させる計画を持っています。エネルギー消費自体が大幅に増えていく中、増加分を電気自動車やガス、再生可能エネルギーでまかなうとアピールしながらも既存の石炭もしっかりと活用していくといういたたかな方針を示しているのです。アピールできることをしっかりとアピールしつつ、現実を見据えたアクションも着実に継続していくという中国の柔軟な姿勢に、我々日本人が学ぶべき点もあるように思っています。今後も中国とは、官民の様々な階層で良好な関係を継続し、双方の優位性を活かして協力を深めていくべきだと考えています。

FOCUS

第22回日中民法商法セミナー報告

■小杉丈夫

公益財団法人国際民法商法センター 理事・弁護士

1996年以来22年間続く日中民法商法セミナーは、本年度よりその取り扱いテーマに「ハイテク分野に関する交流」を加えて2部構成となった。今年7月に開催された第22回日中民法商法セミナーの概要をレポートする。(本セミナーの詳細記録は、国際民法商法センターのWEBに掲載される予定なので併せて参照願いたい。)

日中民法商法セミナーのこれまで

日中民法商法セミナーの成立、発展の歴史については、別途、本誌2017年12月号に「日中民法商法セミナーの歩みと新展開」として紹介しており、若干重複になるが、便宜上、要約して説明したい。

公益財団法人国際民法商法センター
 総合司会を務める筆者・小杉丈夫
 国際民法商法センター理事



は、日本国政府によるアジア発展途上国への法整備支援事業を民間から支えることを目的として1996年に設立された。会員は日本企業が中核となり、豊田章二郎氏(トヨタ自動車会長)、三ヶ月章氏(元法務大臣・東京大学名誉教授)を特別顧問に、伊藤正氏(住友商事相談役)を会長、岡村泰孝氏(元検事総長)を理事長として発足した。

現在は宮原賢次氏(住友商事名誉顧問)が会長を、大野恒太郎氏(元検事総長)が理事長を務めている。

中国との交流については、国家経済体制改革委員会(現・国家発展改革委員会)との間で協議書を締結し、それに基づき、96年以来、開催場所を日中交互にして、22年にわたり、途切れることなく日中民法商法セミナーを開催している。セミナーのテーマについては、開催地国が提案し、相手国の意見を聞いて最終的には合意の上決定するというやり方で、その時々の時宜に応じた民法商法関連のテーマが選ばれていた。

ハイテク分野への展開と日中経済協会の共催

14年、杜鷹氏に代つて、林念修氏が国家発展改革委員会の副主任に就任された。この日中セミナーに新たな変化が生じた。時あたかも、協議書の改訂時期にあつては、林副主任からは、新

い協議書においては、中国の経済発展を踏まえ、これからはハイテク・先端産業を取り込んだ枠組にしたいという強い要望が示されたのであった。

新しい協議書は、16年11月北京で開催された第21回日中セミナーの際、宮原会長と林副主任との間で締結されたが、その内容は、中国側の要望を反映し、日本側もそれに積極的に応ずるものになった。

従来の国際民法商法センターの活動は、その成立から、法務省および外務省とその関係団体との密接な協力の下で進められてきた。しかしながら、新しい協議書では、そこから一歩を踏み出した活動と組織体制が求められることになった。日中経済協会に、日中セミナーへの協力をお願いしたのは、このような経緯からであった。日中経済協会には、状況をよく御理解いただき、第22回日中セミナーの共催者として参画し

ていただいた。

開催の延期

このような次第で、今回のセミナーは中国の経済発展状況に即応したものにしたいという中国側の要望をできる限り取り入れた、日中経済協会と国際民法商法センターが協働する、新しい取り組みになった。

テーマについても、中国側と協議を重ね、一つは、「知的財産権の保護」として国際民法商法センターが主として担当し、もう一つは「デジタル経済」として日中経済協会が主として担当することにいった。そして、私が総合司会と総括を受け持つて全体の会議をまとめる役割を務めた。元々、第22回セミナーは17年中に行われる予定であった。ところが中国側の事情で再三の延期を余儀なくされ、今回ようやく開催にこぎつけたのであった。

第22回セミナー「知的財産権の保護とデジタル経済」

新協議書の下での、国家発展改革委員会、日中経済協会、国際民商事法センターの実質的共同事業としての初めての日中民商事法セミナーは、大きな成果を収めることができた。林念修副主任は、開会のあいさつにおいて、18年が日中平和友好条約40周年、平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言20周年、「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明10周年にあたることに言及されたが、今回のセミナーは、まさにその節目の年にふさわしいものになった。

セミナーに参加しての感想をいくつか述べてみたい。テーマの一つである「知的財産権の保護」については、これまでの中国の発言は、中国の対策の手ぬるさに対する批判への防禦的な姿勢が目立っていた。ところが、今回は、法律や行政システムの整備、知財法院の設置、国際ルールの遵守、懲罰賠償の拡大など、知財権保護体制の整備の現状と進展に自信を示し、むしろ、これからは知財権の保護をもって、一帯一路など第三国への進出の有効なツールとして活用していくという中国の新しい姿勢が見えたのは印象的であった。

また、もう一つのテーマである「デジ

タル経済」について、林副主任は冒頭あいきつのなかで、中国が日本のはるか先を行って猛烈なスピードで変革が進んでいる現状を紹介された。

すなわち、中国では、①情報インフラのレベルが安定整備されていること、②eコマースなど新しい業態の発展があること、③デジタル経済と従来の分野の融合が進みつつあること、例えば企業の生産方式、組織のあり方、組織管理のあり方、ビジネスモデルの変革などが進んでいる等が述べられた。しかしながら、同時に、これら諸改革の融けやイノベーションがまだ不十分であること、産業の転換では痛みを伴う経済活動のプレーヤーの責任が不明確であることなども、中国が抱える問題点として率直に語られたのであった。

新たな展開に向けて

今回の日中セミナーは、新協議書の下での初めてのセミナーであったが、成果の中にも多くの課題を見つけることができた。何よりも、日中間に生ずるビジネス上の問題が、伝統的な法律や法制度の枠をこえて、経済、そしてAIのような技術の発展と複合的に渾然一体として提起される時代になったことを、あらためて強く実感させられた。そして、中国の発展のスピードに、日本側の企画

立案や実施の体制が追いついていないことも明らかになった。今回は、国際民商事法センターと日中経済協会との分担協働という形で何とか乗りこえたが、将来を考えると、両者の間にさらに深い連携が求められることを実感した。

折しも、9月3日には東京の都市センターホテルで、上海交通大学日本研究センター（主任・季衛東教授）と日本の企業法務部の団体である経営法友会、商事法務研究会が中核となった第1回日中企業法務フォーラムが開催された。国際民商事法センターも主催者の一員として参加した。

国際民商事法センターは会員こそ日本企業であるが、その活動はJICAを介しての日本政府と中国国家発展改革委員会との間の、いわば、官・官の色彩が強い。これに対して、日中企業フォーラムは、日中両国の企業法務部同士



第22回日中民商事法セミナーの様子

の純粋な民・民の日中交流である。日中の経済関係の深まりを見ると、これからは、ビジネス環境整備のための法律の議論についても、これまで以上に、日本企業の積極的な関与が求められる。その意味で、第1回の日中企業法務フォーラムが東京で開催されたのは画期的なことであった。中国の発展のエネルギーを見ると、現状のような個別の日中交流の寄せ集めという、日本側の体制では対処できないのではないかと危惧している。

中国が打ち出している一帯一路のストーリーガンは日中企業が手をたずさえて、第三国で活動する時代がすぐ近くにせまっていることを予感させる。10月には、安倍総理の訪中に合わせて、北京で「日中第三国市場協力フォーラム」が開催された。これからは、日本、中国の市場だけでなく、第三国市場での日中企業の協働という、グローバルな市場展開を見据えた法律・経済分野での協力を視野に入れなければならない。第三国市場での活動となれば、日本企業が直面する法的リスクをはじめとする、種々のリスクとその対策の必要性は、飛躍的に増大することになる。

私共、国際民商事法センターは、時代に遅れないための変革が求められていることを自覚し、第22回セミナーを契機に生まれた日中経済協会との連携を

さらに発展させて、日中の交流にさらなる貢献をして行きたいと考えている。

セミナー抄録

開会あいさつ



宮原賢次（公益財団法人
国際民商事法センター会長）

第22回を迎えることができ嬉しく思う。今回から法律関係に加えて「ハイテク分野」で日中経済協会に協力いただくことになった。最初に「一流のビジネス環境を構築するための知的財産権保護の強化」について楊潔法務司長に、続いて「デジタル経済協力の新領域開拓の機会をとらえる」と題して、任志武副秘書長兼ハイテク産業司長に講演いただく。管轄部署の責任者から直接事情をお聞きする真に有益な機会。セミナーが有意義なものになるよう祈念している。



林念修（国家発展改革委員
会副主任）

今年の中日平和友好条約締結40周年、中日共同宣言発表20周年、「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する中日共同声明10周年。保護主義、一国主

義などが台頭する国際情勢下で両国は協力して、ともに直面する課題に挑戦していかねばならない。相互信頼と互恵の精神で学び合い、協力することで、中日関係は新たな未来を切り開くことができるだろう。

今回のテーマは知的財産権の保護とデジタル経済の発展の二つ。いずれも中国にとり重要な内容。中国は一貫して知財保護を重視している。中国の知的財産権制度は大きな進展を遂げ、主だった国際条約への加盟も果たしたが、依然、改善すべきところが残されており、引き続き知財権の保護システム形成を急いでいる。

デジタル経済は、今や科学技術革命、産業変革の重要な力となり、中国政府はデジタル経済を重要な戦略としている。課題もあるが、チャンスに満ちた分野であり、両国でより突っ込んだ協力をしていきたい。

講演1「知的財産権保護の強化 一流のビジネス環境を構築する」



楊潔（国家発展改革委員会
法規司司長）

1. 知財権保護の法律制度・体系の確立
三つの側面から話す。第一の側面は、中国は既に知財権保護制度の体系を構

築しているという点。関連する法律・法規の制度も健全な方向にきている。

2. 知財権保護の能力・水準の向上

第二の側面は、中国の知財権保護の能力・レベルの向上についてで、4つの特徴がある。

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、行政的な執行能力の向上。第三は、司法保護制度が整備され、強化されたこと。このポイントには、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法廷の設置、②「三合一」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化、③「二法連結」（行政の法執行と刑事司法の連結）情報共有システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ、そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（二視同仁）ことである。

3. 今後の取り組み

最後に、中国の知財保護は3つの部分でまだ不十分。法整備が新しい業態、ビジネスモデルに追いつかないこと、特にインターネット上の侵害行為に対する法執行が追いついていないこと、権利維持のコストが高いこと、である。

しかし、良好なビジネス環境のために

重要との認識の下、知財保護を二層強化し、権利侵害行為を厳しく処罰していくとしている。

コメント1：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授学長客員）

司法で中国の研究者が関心を持っているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があった。関心を持って見守っていききたい。

コメント2：小野寺良文（森・濱田松本法律事務所北京事務所首席代表弁護士）

税関では日本にない、輸出差止めと、特許も含む行政摘発という制度が特徴的。「三合一」は世界でもなかなかない、面白い取り組みだと思っ。

中国の特許裁判は司法鑑定方式で、1人の鑑定人で決まってしまうが、技術調査官制度の導入で、より公平な技術的立証活動が可能になるだろう。

特許法の改正案で懲罰的損害賠償が追加され、米国のような高額賠償を懸念する方もいるが、中国の実額賠償は証拠法則が厳格なので、それほど心配しなくてもよいと考ええる。

講演2 「デジタル経済協力の新領域開拓の機会をとらえる」



任志武 (国家発展改革委員会副秘書長兼ハイテク産業司長)

1. 中国におけるデジタル経済発展の概況

中国のデジタル経済の規模は27兆円で年30%以上のペースで増大。17年のeコマースの売上高は29兆1600億円で世界の4割を占め、内、オンライン小売は7兆2000億円で、それぞれ30%、40%のペースで伸びている。モバイル決済は中国人の生活に大きな影響を与え、農村部の情報インフラ整備の結果、山間部や辺鄙な地域の貧困層に2800万人の雇用機会を創出した。そしてスマート製造の促進は、企業のイノベーションと、伝統産業の構造転換を促している。政府は電子政府の実現のため情報システムの統合を進めている。

他方課題は、業種間、地域間での発展のアンバランス、個人情報、サイバーセキュリティといった問題による市場管理の困難化、シェア自転車の散乱などによる法律・政策整備への影響などである。2. 中国におけるデジタル経済発展の主な施策

政府はデジタル経済推進のための六つの政策措置を打ち出している。①ビッグ

データの発展促進。②スマート都市の健全な発展の促進。③「インターネットプラス」を推進するアクション。④製造業とインターネットの融合の促進。⑤次世代AI産業の発展促進。⑥「インターネットの行政サービス」の強化、である。

データの発展促進。②スマート都市の健全な発展の促進。③「インターネットプラス」を推進するアクション。④製造業とインターネットの融合の促進。⑤次世代AI産業の発展促進。⑥「インターネットの行政サービス」の強化、である。

人を構築したところがイノベーション。日本にはリアルデータの蓄積があるが、まず知財保護が必要で、それからデジタル経済の日中協業が進む。またオープンにできる部分とクローズドでしっかり守るコアの部分の両刀使いが必要。世界ではオープンイノベーションが盛んであり中国もオープン&クローズを考えていくべきであろう。

総括

小杉丈夫 (公設財団法人国際民間司法セクター理事・松尾総合法律事務所弁護士)

知財の問題は、最近まで中国はディフエンシブな発言が多かったが、今はむしろ積極的に知財を使ってイノベーションを進め、中国市場だけでなく、外に進出していくところという姿勢を感じた。

デジタル経済についても、中国から日本に、もつと「一緒にやろう」という呼び掛けがなされている。日本が呼び掛けにどう対応していくのか、大きな課題だと思う。さらには「二帯一路」とか「走出去」など、中国の外でも一緒にやらないか、という大きな話についても、日本はしっかりと考えて対処していかなければならないと感じた次第である。

(セミナー抄録まとめ 藤田昌和 日中経済協会調査部プロジェクト担当部長)

3. 中日のデジタル経済の協力
今年5月、李克強総理と安倍首相は、日中イノベーション対話メカニズムの構築を加速することで合意した。日中のイノベーション協力強化は、経済の共同发展に役立つ。デジタル経済は、それを牽引するエンジン役。

イノベーション協力メカニズム構築の目的は、企業間の実務協力のプラットフォームを提供することであり、部門間チャネル間、また大学、産官学、業界団体、ビジネス界、経済団体が共に参画するプラットフォームを形成していくことである。

知財の問題は、最近まで中国はディフエンシブな発言が多かったが、今はむしろ積極的に知財を使ってイノベーションを進め、中国市場だけでなく、外に進出していくところという姿勢を感じた。

コメント1: 「Society 5.0」を実現するデータ活用推進戦略」

雷海濤 (桜美林大学経営学専攻科教授)
中国のデジタル経済が大きく発展したのは、大体リーマン・ショック以降。ファーウェイは、毎年売上の10〜15%を研究開発に投入している。スマホのシェアは、現在は1位サムスン、2位アップル、3位ファーウェイ。ただし、アップルがOSやアプリでプラットフォームを構築しているの比べ、ファーウェイはまだそこまで至っていない。

知財の問題は、最近まで中国はディフエンシブな発言が多かったが、今はむしろ積極的に知財を使ってイノベーションを進め、中国市場だけでなく、外に進出していくところという姿勢を感じた。

社会問題をデジタルの力で解決していく姿勢は日本と同じ。現在の情報社会を超える超スマート社会をSociety 5.0と呼ぶ。そこでは、情報社会(Society 4.0)で個別最適だったデータ活用が、

社会問題をデジタルの力で解決していく姿勢は日本と同じ。現在の情報社会を超える超スマート社会をSociety 5.0と呼ぶ。そこでは、情報社会(Society 4.0)で個別最適だったデータ活用が、

社会問題をデジタルの力で解決していく姿勢は日本と同じ。現在の情報社会を超える超スマート社会をSociety 5.0と呼ぶ。そこでは、情報社会(Society 4.0)で個別最適だったデータ活用が、

社会問題をデジタルの力で解決していく姿勢は日本と同じ。現在の情報社会を超える超スマート社会をSociety 5.0と呼ぶ。そこでは、情報社会(Society 4.0)で個別最適だったデータ活用が、

社会問題をデジタルの力で解決していく姿勢は日本と同じ。現在の情報社会を超える超スマート社会をSociety 5.0と呼ぶ。そこでは、情報社会(Society 4.0)で個別最適だったデータ活用が、

社会問題をデジタルの力で解決していく姿勢は日本と同じ。現在の情報社会を超える超スマート社会をSociety 5.0と呼ぶ。そこでは、情報社会(Society 4.0)で個別最適だったデータ活用が、

日中経済協会は、9月9日から15日まで、日本経済団体連合会および日本商工会議所との4回目となる合同訪中代表団(総勢240人、通算44回目)を北京および杭州に派遣した。北京では昨年引き続き李克強國務院総理と会見するとともに、商務部、国家發展改革委員会、工業信息化部との全体会議を開催、杭州では浙江省政府との交流およびアリババ等ニュー・エコノミーの代表的企業の視察・訪問を行った。これらの抄録を掲載する。

李克強國務院総理との会見(全文)

中国は市場の公平性、透明性、 予見可能性向上に努力

李克強 國務院総理

日 本経済界三団体(日中経済協会、日本経済団体連合会、日本商工会議所)合同の訪中代表団に対し、心から歓迎を申し上げます。

私は、5月に訪日した際、日中友好七団体が共同で盛大に開催して下さった歓迎レセプションに出席致しました。三団体がそれに参画し、積極的な役割を果たして下さったことに、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

私は、中日関係が再び正常な軌道に戻り、安定かつ前途ある軌道に沿って前進していることを大変嬉しく思います。

す。かつて中日関係が波風や困難に直面した時、三団体を含む日本経済界は中日関係のブースターの役割を果たされ、中日関係は正常な軌道に戻ることができました。これは中日関係には基礎があるからであり、それは皆さまの努力と切り離すことはできません。

今年、中日平和友好条約締結40周年に当たり、我々は「歴史を鑑として、未来に向かい」、四つの政治文書の基本原則を堅持し、中日の各分野での交流のために、有利な環境を創出していきたいと思います。

中日両国は、世界の二つの経済大国として、また近隣として、経済関係における実質的な協力を一層促進する



李克強総理(右)と会見する合同訪中代表団団長、最高顧問

◆日時：2018年9月12日（水）16:00～17:05
◆場所：人民大会堂 北大庁・東大庁
◆中国側出席者：
李克強 國務院総理
苗 圩 工業和信息化部部長
寧吉喆 国家発展改革委員会副主任
傅自応 商務部副部長
樂玉成 外交部副部長
姜增偉 中国国際貿易促進委員会会長 ほか

ための条件は既に整っています。両国の経済協力は双方の利益であるのみならず、当面の複雑な世界経済情勢の中で、安定した中日関係が世界経済の回復を促し、世界の発展、平和と安定に大いに寄与できるでしょう。

中国はビジネス環境の最適化をさらに促進し、日本を含む外資の良き投資先になるように努力したいと思えます。引き続き改革・開放を堅持し、外資歓迎の意向を発信していきたいと思えます。

中西宏明 最高顧問(日本経済団体連合会会長)

李 克強閣下より、大変温かいお言葉を賜り、ありがとうございます。

した。私は、経団連会長の中西でございます。本日はお忙しい中、我々のためにお時間を割いていただいたことに、深く感謝申し上げます。先ほど李総理もおっしゃられた通り、日本と中国は地理的には「一衣帯水」と言われるように大変密接な関係にあります。日中両国の友好・発展は、世界平和にも資する非常に大きなファクターになると思っており、それを一層推し進めるためにも、私ども日本経済界は毎年訪中代表団を派遣し、トップ同士の会話を継続的に発展させていきたいと思っております。

先ほど、李総理より5月に訪日された時の話がございましたが、その折には、前任の経団連会長自身がイベントの実行委員長を務めておりました。現在は私が引き継いでおります。政治ばかりでなく、経済、文化、スポーツなどあらゆる面でお付き合いをさせていただきながら発展させていこうと、実際に私どもは約700件のプロジェクトを日中友好の発展のための行事として、推し進めているところでございます。今後とも、様々な交流活動をさせていただきます。今後、こうしたいと思っております。

今後、こうした交流活動をさらに発展させていくために、我々の考え方を二点お話しさせていただきたいと思

ます。

最初は、既に李総理も話されましたように、現在のグローバルな世界情勢は不安定で、予測不可能なところがございますが、こういう時にこそ、日本と中国が様々な形で手を携えて、自由貿易の旗を高く掲げて推し進めていくことが非常に重要です。このことは、アジア、ひいては世界の平和につながることもなると思っています。特に日本は、昨年、「TPP11」に取り組みました。さらに、現在一生懸命追求しているのがRCEPで、アジアでの自由な経済圏それから、今後ご相談させていただかなければならない日中韓FTAなど、マルチの自由貿易を創り上げていくステップを、日本、特に経済界としては、強く希望しているところです。このことに対し、李総理より高い見地から色々ご指導いただきつつ、一緒に推進していただければと思っております。

二つ目は、月曜日から始まった今回の一連の会議で、色々ご相談させていただきました。これから経済面で色々なことを展開していくためには、イノベーションが非常に重要な力ぎを握っているものと思えます。日本は、こうしたデジタル化の波を真正面から受け止めて、これを経済・産業の発展ばかりでなく、よ

り広い社会の課題解決のために展開して「ソサエティ5.0」を提案しております。

これは日本国内の様々な問題の解決にも資するものですが、さらに一緒に第三国協力においても、こうした考え方に基づいて展開していきたいと思えます。また、より広い意味では、国連が提唱する「SDGs」「Sustainable Development Goals」といった色々な世界の問題解決にもつながっていくものと考えております。

こうした考えは、今回の3日間の会議の中で議論し、工業信息化部からもご賛同いただきました。今後、具体的に進めていきたいと思えますが、色々ご指導をいただきながら、進めていきたいと思えます。

もう一つ、お願いしたいことがございます。2025年に国際博覧会が開催されます。その候補地として日本の関西、大阪が手を挙げております。これが実現できれば、私どもの「Society 5.0」の現在の考え方を、世界中に示せる良い機会になると思えますので、ぜひご支援いただければ幸いです。誠に勝手なお願いで申し訳ございませんが、宜しくお願致します。今回、発言の機会を与えていただき、誠にありがとうございました。

李克強 國務院総理

グ

ローバル化は歴史的な流れであり、人類文明が進歩していく方向でもあります。グローバル化のプロセスにおいて、色々な問題が起きるかもしれませんが、失敗を恐れてチャレンジせずにあきらめてはいけません。貿易自由化と投資円滑化を推進していく中で、徐々に課題を解決すればよいと思います。

中国において40年来得られた経済社会発展の成果は、開放つまりグローバル化のおかげであると思います。日本の戦後の再建もグローバル化の中で遂げたもので、中国も日本も自由貿易の受益者であり、我々は目下の貿易保護主義台頭の中において、積極的に自由貿易を守るべきだと思います。

中国は、中日韓FTAの検討を加速し、その建設の早期実現に向けて引き続き推進していくべき、と考えております。中日韓FTAの建設は中国にとって大きな挑戦ですが、グローバル化の進展の中で、挑戦に直面できず立ち遅れる企業や産業を保護してしまえば、根本的な利益に反すると認識しております。中国は、日韓と共に自由貿易やRCEPを推進していきたいと考えており、RCEPを含め

内の実質的な進展を願っております。TPPに対してもオープンな姿勢を持つております。

イノベーションの発展はグローバル化の必然的なトレンドであり、新技術、新業態、新モデルが次々と出現しており、デジタル化は人々の生活や、経済の発展に大きな変化をもたらす、中国は日本と共にイノベーション協力を展開したいと考えております。5月に日本を訪問した際に、私と安倍総理は、共同で中日のイノベーションのための対話のメカニズムを構築しようということに合意しました。

イノベーションは、ハイテク産業のみならず、包摂性を有するものであり、誰もが参画でき、皆に利益をもたらすものです。「大衆創業、万衆創新」を引き続き推進し、各方面のイノベーションの力を集結しなければなりません。当然、高齢者も含まれます。中国では60歳以上の人口は2億人を超え、高齢化の度合いは低くありません。日本でも高齢者人口が高い割合を占めていると聞いています。高齢者を負担だと見なすのは消極的な考え方です。高齢者でもイノベーションの活力や、若い心とイノベーションの心を持っています。

は補助器具や設備が必要となっており、輸人に依存している現状があります。皆さまの中に歩行補助器具を使われる方もいらっしゃる。日本はこの分野において高い技術を有すると思われ、日本と高齢者産業において協力を推進していきたいと考えております。中国企業でもこのような補助器具の生産はできますが、日本製の品質とスマート化レベルは高く、大きな協力の余地があります。

2025年の万博の招致が成功するよう祈っております。日本の万博招致が成功し、日本の万博が世界からの目を引き付けることを中国は期待しております。日本は招致の主催者として、様々な働きかけを行っていただきたい



李克強総理会見に際しての合同訪中代表団一同記念撮影

と思います。

あらためて、中国政府は、ビジネス環境の最適化と知的財産権の厳格な保護の決意を表明したいと思えます。内外の企業を平等に処遇します。中国は、海外からの投資を歓迎し、皆さまの中国における貿易、投資活動が順調に行われ、成功するように祈っております。

宗岡正二 団長(日中経済協会会長)

合 同訪中代表団の団長を務めております、日中経済協会会長の宗岡でございます。尊敬する李克強國務院総理におかれましては、昨年に引き続きまして会見の機会をいただき、厚くお礼申し上げます。

今回の訪中団は、昨年に迫る規模の240人の団員が参加致しました。中国との経済交流に対する関心の高さ、期待の高さがうかがえます。また、本訪中団は、北京での活動の後、ニュー・エコノミー発展の先導的役割を果たしている浙江省杭州市を訪問させていただきます。

李総理におかれましては、日中平和友好条約締結40周年となりました今年5月に、中国の首相としては8年ぶりに日本を公式訪問され、日中首脳会談を執り行つていただきました。その

際、多くの経済協力案件への合意がなされ、日本経済界と致しましては、これを高く評価するとともに、そして今後のさらなる深化に期待しているところでございます。

さて、日中経済協会では、今年「世界経済秩序の確立とイノベーションの新展開」というテーマで提言書を作成致しまして、日中協力の新たな指針について当方の考え方を述べておりますので、そのポイントを簡単に4点ほどご紹介させていただきます。先ほどの李総理のお話で、既にお答えいただいておりますが、少し重なる部分もあると思えますが、説明させていただきます。

第一点目ですが、世界経済の構造的変化と秩序の確立についてであります。各国にはグローバル経済の持続的な発展と国際秩序の維持に向けた努力が求められております。日本は、通商ルールの尊重と質の高い自由貿易体制の実現に向けまして、中国や欧米諸国と連携して新しい時代の環境に適合する貿易・投資ルール作りを推進すべきであり、また、中国には、グローバル・プレーヤーに相応しい、透明で対等、かつ公正な競争の確保を推進する産業政策への転換を期待しているところでございます。

第二点目は、日中の経済構造および

ビジネス環境の持続的改革についてであります。私どもは、中国の供給サイド改革を高く評価すると共に、鉄鋼分野を含めた構造調整の進展を大変高く期待いたします。さらなる改革の深化には、第18期三中全会にて明示されたように、市場が決定的な役割を担うことが重要であると考えております。

外資に対する規制緩和の進展を評価致しておりますが、サイバーセキュリティ、環境規制、輸出管理法、知的財産権保護等の制度設計あるいは運用に当たりましては、透明性、公平性、一貫性、予見可能性が確保され、グローバルな企業活動の妨げとならないようにご配慮をいただきたいと存じます。



第三点目は先ほどのお話しにもありましたが、イノベーションに向けた日中協力についてでございます。国民の豊かで快適な暮らしを実現するために、日中両国企業の優位性を活かしました相互補完のライアンスが不可欠でございます。製造や物流現場でのスマート化に加えまして、高度医療、金融、教育の分野でもさらなる協力の可能性があり、技術の研究開発やその成果を活用したビジネスモデルの実用化、データの蓄積、標準化等の実現に向けた環境整備の進展を望んでおります。

最後に第四点目でございますが、アジア経済の新展開と日中協力についてでございます。こちらも既にお話しがございましたが、日中両国は、アジアのリーダーとしてRCEPや日中韓FTA等を早期に実現し、国際ルールに基づいた質の高い通商圏をアジア地域に広げるべきでございます。また、第三国市場展開に向けた日中協力につきましては、コンプライアンス、ホスト国の財政健全性、開放性、経済性、透明性を充足する持続可能なプロジェクトを選定すべきだと考えてございます。

以上、申し上げました点につきまして、こちらの「提言書」に記してございますので、改めてご覧いただければ幸いです。ご清聴、誠にありがとうございます。ごさいます(提言手交)。

李克強 国務院総理

二 団体ですから、三村先生からもお話を伺いたいと思います。

三村明夫 最高顧問(日本商工会議所 会頭)

どもありがとうございます。日本商工会議所は、全国125万社と日本企業の3分の1を会員企業とする日本最大のメンバーシップを持つ経済団体です。私からは個別具体的な話を3つお願いしたいと思います。

その一つは、自由貿易体制を擁護する考えを持っている国は、やはり具体的な行動で示すことが重要であるという事です。かつ、それはマルチでありグローバルな行動であると思っております。

先ほど二人からの話にもありましたRCEPについては、総理から年内の合意に向けた言及がありましたので皆安心いたしました。が、ぜひ、早期締結を図っていただきたいと思っております。

二つ目は、私ども日本の企業は中国でいろいろな活動しております。昨年も触れさせていただきましたが、それら

の活動の中で、いろいろとお願いしておりますことを「白書」にまとめております。これは厚すぎますので総理にはお渡ししません。が、各省、各地方政府で真剣に検討いただきリアクションをしていただいておりますことにまず感謝致します。例えばその一つは、これまで社会保険料を中国と日本で払っていたのですが、これについては具体的な解決策を提示していただきました。また、サービスおよび製造業の外資の参入につきまして、規制を相当程度緩和していただきましたことにも感謝申し上げます。

一つだけ困っていることがありますのは環境についてです。現在、中国では、本当に真剣に取り組み「美しい中国」の実現を目指して、青い空、白い雲、碧の水、きれいな土壌を目指しておられることには私たちも同感しているところ。違反企業が罰せられることは至極当たり前のことですが、違反していない企業も罰せられるようなことがないよう、透明性のある基準を適用していただきたいと思っております。

最後ですが、昨年も総理にお願いしたことで、東日本大震災で津波被害を受けた日本の東北地方の日本産農水産品・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃についてです。今年総理が5月

に来日された時に、この問題については共同専門家グループを設立して検討しようという提案をしていただき、ようやく動き出しましたことに心から感謝致します。私共のメンバーもたくさん東北におりますが、東北地方は震災後7年半たちまして極めて順調に復興しておりますことを報告したいと思っております。2020年のオリンピックは復興した東北をみていただく復興オリンピックとしたいと考えております。ただ一つ、先ほど申しました農水産物・食品の対中輸出が依然として規制されていることは、東北地方にとって風評被害であると思っております。これを何とか解決することが、東北地方の復興に役立つと考えておりますので、引き続きこの検討を続けていただければ幸いに存じます。以上でございます。どもありがとうございます。

李克強 国務院総理

おっしゃった「白書」をいただけませんか。

日本企業は対中ビジネスを展開する中で、若干の問題に直面していることを伺いました。関連担当部門は既に積極的に解決に向けて努力しているとは思いますが、私はなおも安心はできません。日本側の合理的な問題提起を

確実に解決できるよう関連部門の対応を促していきます。在席の中国各部門の責任者には、日本側から合理的、合法的に提起された問題を解決するように各部署に伝えてもらいたいと思います。

時間の関係で、簡潔にお答えしたいと思います。

第一に、我々は多国間の貿易ルールを自ら遵守し、自国の発展プロセスにおいて、多国間の貿易ルールと開放レベルとを整えさせるよう努力します。

第二に、中国政府は、積極的にビジネス環境の円滑化、法治化、国際化を目指し、市場およびその管理・監督の公平性、透明性、予見可能性の向上を通して、外資系企業にとって安心できるように努力します。

第三に、中国は、経済分野だけでなく、社会分野、例えば高齢化、社会保障、ヘルスケア等の様々な分野において日本と協力し、さらに第三国市場を共同で開拓することを望んでいます。第三国の実態に応じて、悪性競争は避け、透明性、公平性の下で双方の相互補完性を発揮しなければなりません。両国の産業間の強い相互補完性を無視することなく、中日相互の優位性を発揮するように国内企業に求め、誘導していきたいと思っております。

最後に私が強調したいことは、世界経済の変化の中で、中国の投資・貿易構造も変化を遂げつつあり、産業と消費のグレートアップが推進される中で、日本側にとっての巨大なチャンスが存在しています。中日関係が正常な軌道に戻ったことを契機に、中国の市場と産業発展のチャンスをつかめば、必ずや大きな成果を収めることができると違いありません。この貴重なチャンスを逃さないように期待しています。

中国での投資・ビジネスには不可避の問題もありますが、チャンスは挑戦より大きいと思います。我々は必ずやご要望とご提言を真摯に受け止め、投資・ビジネス環境の改善に引き続き努力して参ります。

皆さまには、中国からチャンスを持ち帰り、また、中国にチャンスをお持ちいただきたい。中日でそうしてWin-Win効果の実現を一緒に目指しましょう。

皆さまの中国へ滞在がつつがなくありますようお願いしております。



21世紀日中関係展望委員会(第15回) 提言書要旨

世界経済秩序の確立とイノベーションの新展開

—日中協力の新たな指針—

1. 世界経済の構造的変化と秩序の確立

●安定した世界経済の成長が見込まれている一方で、米中貿易摩擦や地政学的リスクによる世界経済への悪影響が懸念されている。そうした中で、各国にはグローバル経済の自由で持続的な発展と国際秩序の維持に向けた努力が求められている。

●米中貿易摩擦について、日本は、制裁・対抗措置の応酬による貿易戦争の回避を粘り強く訴えつつ、国際通商ルールの尊重と、より質の高い自由貿易体制の実現に向け、中国や欧米諸国と連携しながら、新しい時代の環境に適合する広範で互恵的な貿易ルール作りを推進すべきである。

●経済のグローバル化の推進と自由貿易の堅持を標榜している中国に対し、日本やEU等と共に、グローバル・プレイヤーにふさわしい、透明で対等、かつ公正な競争の確保を推進する産業政策への転換を期待する。

2. 日中の経済構造及びビジネス環境の持続的改革

●中国での供給サイド改革の成果を高く評価すると共に、鉄鋼分野を含めさらなる構造改革を期待する。国有企業改革についても、市場が決定的な役割を担うメカニズムへの速やかな移行が重要である。

●最近の中国の外資に対する規制緩和の進展を評価する。一方で、サイバーセキュリティ法、環境規制、輸出管理法、知的財産権保護等の制度設計・運用に当たっては、引き続き透明性、公平性、一貫性、予見可能性が確保され、企業のグロー

バルな経営活動が妨げられないビジネス環境の整備を期待する。

3. イノベーションに向けた日中協力の展開

●国民の快速で活力に満ちた暮らしの実現のためには、日中両国企業が双方の優位性を活かした相互補完のビジネス・アライアンスが不可欠であり、製造や物流現場でのスマート化に加え、高度医療、金融、教育といった分野でもさらなる協力の可能性がある。

●日中イノベーション協力にあたっては、技術の研究開発やその成果を活用したビジネスモデルの実用化、データの蓄積と利活用、標準化等の実現に向けた環境整備が望まれる。

4. アジア経済の新展開と日中協力

●日中両国は、アジアのリーダーとしてRCEPや日中韓FTA等を早期に実現し、国際ルールに基づいた質の高い自由で公正な通商圏をアジア地域に広げることが重要である。

●第三国市場展開に向けた日中協力においては、コンプライアンス、ホスト国の財政健全性、開放性、経済性、透明性を充足するプロジェクトを選定すべきである。また、エネルギー・環境分野等での日中での取り組みを他のアジア諸国にも広げていくことが求められている。

●2025年国際博覧会の大阪・関西への誘致に対し、中国政府による支持を期待する。

商務部との全体会議

●9月10日(月) 9:30~11:00 ●商務部1号棟8階多功能庁

グローバル秩序の再構築と日中協力

中国側基調発言

傅自応 商務部副部長

毎年のように日本の主な経済団体と企業家が商務部においてになり交流できることを大変うれしく思う。私からは3点申し上げたい。

まず、両国指導者の合意をきちんと実現することである。中日平和友好条約締結40年にあたり、両国の指導者は



握手を交わす傅自応 商務部副部長(右)と宗岡正二 団長

貿易を促進し、双方向の投資を促進するとし、「二帯一路」の枠組のもとで第三国市場協力の展開等の合意に達した。

企業家各位も各合意項目の実現を推進し、両国関係の長期的、健全で安定した発展の維持のために積極的に貢献していただきたい。

次に、中国の開放拡大の新措置は日本企業に新たな好機をもたらすことである。大幅な市場参入規制緩和、外資の制限緩和、「外商投資ネガティブリスト」の改正、在中外資企業の合法的な知的所有権の保護、積極的な輸入拡大、自動車およびその他製品の輸入関税の引き下げなどが既に実現している。今後15年間、中国は24兆ドルの外製品を輸入し、2兆ドルを超える対外投資を行っていくと想定しており、これらは中日経済貿易協力に新たな発展の好機をもたらす。

第三に、経済貿易協力の深化についての提案と希望として、①第一回中国国際輸入博覧会という国際公共プラットフォームをしっかりと利用していただき、②積極的に中日の第三国市場協力を推進したい、③多国間貿易体制を共に維持したい。

トフォームをしっかりと利用していただき、②積極的に中日の第三国市場協力を推進したい、③多国間貿易体制を共に維持したい。

日本側団長挨拶および基調発言

宗岡正二 団長(日中経済協会会長)

日中平和友好条約締結40周年、中国改革開放40周年、日中長期貿易取決め40周年という記念すべき年に、日中両国間で多くの経済協力案件への合意もなされたことを高く評価すると共に、今後のさらなる進展に期待している。

日中第三国市場協力の具体的なプロジェクトの選定にあたっては、コンプライアンス、ホスト国の財政の健全性、開放性、経済性、透明性を充足することが前提である。

中国の産業構造の改革については、供給サイド改革を評価するとともに、鉄鋼分野を含めさらなる構造調整が進むことを期待しており、国有企業改革を含む供給サイド改革のさらなる深化にあたっては、第18期三中全会にて明示された、市場が決定的な役割を担うことが重要である。

ビジネス環境の改善については、自動車や金融分野での外資出資規制の緩和や、自動車および部品の関税引き

下げ、日中社会保険協定の署名や金融分野での日中協力の合意等を評価している一方で、サイバーセキュリティ法の施行や環境規制の強化、あるいは輸出管理法案の提示、知的財産権保護等の制度設計およびその運用にあたっては、グローバルスタンダードに基づく透明性、公平性、一貫性、そして予見可能性が確保され、企業のグローバルな経営活動の妨げにならないよう、透明で対等、かつ公正な競争の確保を推進する産業政策の推進をお願いしたい。

三村明夫 豊高顧問(日本商工会議所会頭)

国際貿易の環境が深刻な危機にさらされる中、反グローバルリズムに対抗するためには、日中両国がともに自由貿易を守る意思を国際社会に示し、積極的に市場を開放する具体的な行動を起こすことが極めて重要となっている。日本は、TPP11あるいは日EUの経済連携協定の署名に向けてリーダーシップを発揮し、グローバルな貿易・投資のルールづくりを主導しており、中国は、改革開放40周年を迎え、貿易のさらなる自由化のため、諸外国・地域と積極的なFTA締結に向けた取り組みを進め、開放型世界経済の発展に努めている。こうした状況の下、重要な3点を申し上げたい。

1点目は、現在交渉中のRCEPを早期に妥結させ、アジア地域のサプライチェーンをより一層深化させることである。2点目は、中国で活動している日系企業の直面するビジネス上の課題と解決策について、中国日本商會がとりまとめた白書についてである。昨今、中国に進出する日本企業から多くの声が寄せられたのは環境問題であり、環境基準を守っている企業までもが処罰の対象とされることがないよう、統一された客観的・合理的な基準に基づいて施策を実施していただきたい。

3点目に、東日本大震災後の日本産農産品・食品に関する輸入規制の緩和・撤廃について、今年5月の日中首脳会談において共同専門家グループの設立が決定されたことにお礼申し上げるとともに、日本の10都県産出の農産品・食品の輸入規制について、すみやかに、具体的な緩和・撤廃が図られることを強く期待している。

日本側発言

大橋洋治 副団長(ANAホールディングス相談役)「ビジネス環境改善への評価」

今年、日中平和友好条約締結40周年を記念して、各地で記念行事が行わ

れているが、先月、羽田空港において特別展「岡崎嘉平太とその時代」が行われた。ANA社長であった岡崎嘉平太は「民をもって官を促す」との信念で、1962年に「日中長期総合貿易に関する覚書」に基づくL1貿易の実現に貢献した。72年に「日中国交正常化」が果たされた際、当時の周恩来國務院総理は「中国には『水を飲むときには、井戸を掘った人のことを忘れない』という言葉がある」として、岡崎社長のことをたたえられた。このように日中の民間経済交流は、一貫して良好な関係を保っており、両国政府のご尽力もあって、ビジネス環境も確実に改善されてきていることは率直に評価されるべきである。一方、その運用においては地域差や恣意性の存在も指摘されるなど課題が残されており、グローバルスタンダードに基づく透明性、公平性、一貫性、予測可能性の確保が強く求められている。皆さまのお手元の「中国ビジネス環境改善への提言」(日中経済協会ホームページ掲載)を後ほどじっくりお読みいただきたい。

1962年に「日中長期総合貿易に関する覚書」に基づくL1貿易の実現に貢献した。72年に「日中国交正常化」が果たされた際、当時の周恩来國務院総理は「中国には『水を飲むときには、井戸を掘った人のことを忘れない』という言葉がある」として、岡崎社長のことをたたえられた。このように日中の民間経済交流は、一貫して良好な関係を保っており、両国政府のご尽力もあって、ビジネス環境も確実に改善されてきていることは率直に評価されるべきである。一方、その運用においては地域差や恣意性の存在も指摘されるなど課題が残されており、グローバルスタンダードに基づく透明性、公平性、一貫性、予測可能性の確保が強く求められている。皆さまのお手元の「中国ビジネス環境改善への提言」(日中経済協会ホームページ掲載)を後ほどじっくりお読みいただきたい。

小林健 副団長(三菱商事代表取締役会長)「サービス貿易の拡大に向けて」

5月の李克強総理の来日時に「サービス貿易協力強化に関する覚書」が両

国で署名された。サービス分野について両国が必要な対話の場を設定されることは大いに意義がある。

我々のグループでは、コンビニエンスストア、ローソンを展開しており、日本の店舗数は約1万4000店、中国でも約1700店、ローソンのストアを準備している。AIを活用した効率化あるいは機能の高度化等を通じて、ビジネスモデルの変革において、中国との協業の可能性は高まると考えている。

現在の世界の状況は、自由貿易体制の発展に必ずしも順風な動きではないが、こういう時こそ、日中両国の政府あるいは企業が、多角的自由貿易体制の担い手として協力しあい、最終的には、RCEPその他の協力体制の要を通じて、世界に対してこの両国が責任のある立場にあることを常に自覚して行動し、両国間の共通点である高齢化社会、あるいはIT化社会に関して、世界に対するサービスを日中で開発していく協力を進めたい。

鈴木善久 副団長(伊藤忠商事代表取締役社長COO)

「グローバル競争時代の人材戦略」
日中両国は、共に自由貿易の恩恵を受けながら、激しいグローバル競争の

下で成長・発展を続けてきたが、少子高齢化による労働力の減少という大きな問題に直面している。企業がどのように競争力の維持・向上を図りながら、その負担を吸収していくかは重要な課題である。

伊藤忠商事では、例えば、2013年10月に「朝型勤務制度」を導入し、商社業界で慣行となっていた長時間労働を是正した。残業時間は導入前から15%程度減少している。16年6月には、社員の健康を支援する姿勢を明確に示す意味で「健康憲章」を定め、17年8月には早期発見支援はもちろん、社員の評価に治療の進捗という「プラス面のみ」反映することでもモチベーションを高め、万が一がんで亡くなった場合、子女の学費を私立の大学院まで負担する制度を用意することで将来の不安も軽減するなど、がんとの両立支援を打ち出した。当社としては、貴国の健康・医療分野が一層進化する一助となるべく、先行する日本の技術やサービスを活用し、日中協力の拡大発展に努めていきたい。

小澤哲 副団長(豊田通商相談役)

「グローバル化と自由貿易の推進」
今日、現代企業は、自由貿易体制のもとグローバルに分業体制、バリュー

チェーンを構築し、モノやサービスの取引を行うことで経済発展に貢献し、競争を通じ成長を遂げてきた。さらに自由貿易体制を推進していくうえで、両国政府がさらに注力しなければならぬ分野を3点挙げたい。

第1に、地域経済連携のさらなる推進であり、日中両国がより高水準の開放に向け努力していくことが望まれる。第2に、WTOを主体とする国際貿易秩序の安定・発展に向けた取り組みの強化、政府調達協定への中国政府の早期加盟などを含め、望ましい産業政策と貿易・投資ルールの在り方について日中間の知的交流をより密にすることは世界の発展にもプラスとなる。

第3に、日中第三国市場協力は、より多くの国が自由貿易の恩恵を受けられるという観点から、非常に意義のあるチャレンジであり、新興諸国のインフラ整備や人材育成、制度改革の推進が重要である。

江頭敏明 副団長(三井住友海上火災保険常任顧問)「アジア・大洋州の質の高い地域経済連携に向けて」

「21世紀はアジアの時代」と言われて久しいが、高い経済成長率を誇るアジア地域は世界経済の牽引役であり、世界におけるアジア地域の重要性はますます高まっている。

米国のTPP離脱表明をはじめ、世界の一部で保護主義の風潮が見られる中、特にアジアで質の高い自由貿易の枠組みとして早期の実現が期待されているのがRCEPあるいは日中韓FTAである

日中両国には、自由で開かれた国際経済秩序を維持・強化することの意義と重要性を共有し、その実現に向けて粘り強く取り組んでいくことが求められている。日本の経済界としても日本政府と一体となり、質の高い公正なルールに基づく自由貿易経済圏をアジアから世界に広げることに積極的に取り組んでいく。

大森一夫 副団長(住友商事相談役)「第三国市場協力への期待」

日中それぞれの強みを活かして双方で補完し合うことにより、競合ではなく協業する意義は極めて大きい。中国の強みは、コストパフォーマンス、意思決定を含むプロジェクト遂行のスピード感、多種多様なプロジェクト資金ソース、日本の強みは、工程・品質管理能力、ASEANを中心とした海外投資の豊富な知見と経験、卓越した技術力エンジニアリングノウハウにある。

日中企業の新たな協業事例として、

電気自動車の充電システムでの規格統一がある。最大の自動車市場を背景にした量産化でコスト競争力が発揮できる中国と高度な技術力による機器開発を得意とする日本が共同開発することにより、日中合弁の世界標準規格を実現する可能性が出てきた。日中双方の関連企業がグローバルに第三国市場においても大きなビジネスを発掘していく契機になっていくと期待している。

中国側発言

朱水 外国投資管理司副司長

「中国の最新の外国投資政策およびビジネス環境改善」

今年、商務部では「日本企業交流会」、「政策説明会」、日中投資促進機構との「日系企業在中国投資新好機シンポジウム」等を行ってきた。三村最高顧問が触れられた中国日本商会の白書についても、私どもは真摯に検討を行っている。

今年1〜7月の中国での日本企業の新規投資は454社、実際の投資額は24億9000万ドルと同期比35.5%増となり、これは日本企業の中国市場への有望視の現れである。

18年6月の「外資を積極的に有効利

用し、経済の高品質発展を推進する若干措置に関する國務院の通知」は、国際的に運用されている投資誘致政策の枠組を参考に、投資の①自由化、②利便化、③保護、④促進の面から23項目の措置を発表した。同時に、地域開放配置の最適化と国家レベルの開発区の構築に加え、新時代の「4+2」中国外資政策フレームワークシステムを構築しつつある。今後各省庁・各地方を促し、発表された政策措置を実現していく。

王惠英 サービス貿易副巡視員

「中国のサービス貿易の開放と中日協力」

中国政府は、サービス分野の構造改革、サービス貿易の対外開放を秩序立てて進めている。13年以降、12自由貿易試験区を設立、北京、天津等17地域でサービス貿易イノベーション発展モデルを展開し、サービス貿易の自由化と利便化レベルを向上させた。18年6月からのサービス貿易イノベーション発展深化モデルでは、過去2年間の経験を総括して、金融、通信、旅行等の多分野の開放措置を提起し、最大限に市場を活性化している。

17年、中国のサービス貿易の成長は5.1%となり、連続4年間世界2位

の規模を維持している。日本は中国のサービス貿易の主要相手国の一つで17年の両国のサービス貿易額は447億ドル、前年同期比8.1%増となった。

18年5月9日、両国総理が見守る中、鐘山商務部長と世耕弘成経済産業大臣は「サービス貿易協力に関する覚書」を交わした。中日サービス貿易協力メカニズムは重要な役割を發揮していくことが期待される。

鄭超 対外投資・経済合作司商務参事官
「中国企業のアジア地域への『走出去』」

中国の対外投資規模は既に世界2位となり、中国の対外投資全体にアジアが占める割合は60%である。対日投資も大きく伸び、中国の対日直接投資は40億ドルに迫る。中日両国は、アジアのインフラ設備投資と建設市場の大国として良好な協力関係を進めている。例えば丸紅、住友、三井、三菱といった企業と中国関連企業がアジアにおけるインフラ設備建設市場において既に多くの協力プロジェクトを進めている。

プロジェクト請負において、中国企業は製品・設備製造、コストコントロール、建設チームの実力等で強みがあり、ハイエンド技術、市場開拓、マー

ケティングネットワークや品質管理、技術訓練等は日本の独擅場である。中日企業は、特に工期が長く金融リスクが高い大型インフラ設備事業においてウィン・ウィンを実現できる。また、多くのインフラ設備の建設・投資事業は、両国金融機関の力強い支援にかかっている。

胡盈之 WTO司交渉副専門員
「WTOの組織改革の促進とグローバル秩序の再構築」

トランプ政権は自国中心主義および保護主義措置を頻繁に講じているうえに、WTOの上級委員会委員選出阻止というWTOのルールに反する行動をとり、多国間貿易体制は前代未聞の深刻な打撃を受けている。一方、WTO自身も弱体化、消極化し、新たな問題への共通認識を得ることが難しくなっている。

中日両国はWTOの重要な加盟国であり、保護主義や自国中心主義への反対、自由貿易システムを守るという点に関して共通している。多国間貿易体制の権威性や有効性を強め、世界経済秩序がより公正でウィン・ウィンの方

ることや、国家安全を理由とする保護主義的な措置、国内法を理由とする自国中心主義的な措置等であるが、改革は、相互尊重、平等互恵を基礎として順を追って進めていく必要がある。

梁紅 国際経済関係司副司長
「RCEP、日中韓FTAの交渉状況と展望」

RCEPは、中日双方を含む各加盟国に実益をもたらす。世界貿易が保護主義、自国中心主義という脅威に見舞われるなか、協定の早期妥結には大きな意義がある。17年11月のRCEP首脳会議にて共通認識が得られ、18年にはできる限り早期に交渉を妥結するという目標に基づき、税関手続き、貿易の利便化、政府調達、中小企業協力という4つの章節について既に交渉が終了し、8月30～31日の閣僚会合で年末に一括で成果を達成する目標が可決された。

RCEP協定の交渉が早期に妥結されれば、中日間の経済貿易関係の発展に新たなエネルギーを注入してくれ、地域経済の一体化プロセスにもプラスに働く。

中日韓FTAについては、18年5月の第7回中日韓首脳会議にて共同宣言が発表され、二層交渉を加速し、全

面的でハイレベル、互恵的かつ独自の価値を備えたFTAの実現に全力で取り組むよう再度表明された。交渉が早期に実質的市場参入の話し合い段階に入るよう推進していきたい。

彭剛 アジア司長
「中日第三国市場協力の展開」

中日経済協力の現状分析や、世界的課題についての皆さまのご高見を詳しく聞かせていただいた。我々は、高度に一致した認識を有して、中日双方はいずれも自国中心主義および保護主義に反対し、地域経済の一体化および経済のグローバル化を積極的に進め、貿易投資の自由化、利便化プロセスを推進し進め、WTOを中心とした多国間貿易体制の権威性および有効性を共同で守り、開放的なグローバル経済の発展を共同で促進している。

中日第三国市場協力、イノベーション分野の中日協力の展開についても、参考になる観点を多く提供いただいた。第三国市場協力において、コンプライアンス、ホスト国の財政の健全性、経済性、透明性を前提とすべきとの提案は、いずれも建設的なものである。我々は市場化の原則、「共商、共建、共享(共に協議し、取り組み、共有する)」という原則を遵守していく。

日本側団長挨拶および基調発言

宗岡正二 団長(日中経済協会会長)

寧土岳副主任におかれては今年7月に来日され、経済産業省との高級事務レベル協議で、経済情勢や双方の経済政策、第三国市場協力等の個別分野に関して認識の共有がなされた。今後のさらなる進展を期待している。

RCEPや日中韓FTA等の地域

国家発展改革委員会との全体会議

●9月11日(火) 9:00~11:30 ●長富宮飯店 芙蓉(東)

持続・安定的な経済成長と構造改革—日中協力の視点から



寧土岳副主任はじめ国家発展改革委員会の担当幹部と全体会議を開催

経済連携協定の早期実現、鉄鋼分野以外のさらなる構造調整の進展、国有企業改革を含む供給サイド改革の深化、第18期三中全会にて明示された市場の決定的な役割、透明性、公平性、一貫性、予見可能性が確保され公正な競争を推進する産業政策への転換などが重要である。

イノベーションに向けた日中協力の展開については、今年7月に、林念修副主任が来日され、日中民商事法セミナーでハイテク分野での日中協力についての交流が行われた。協力に際しては、技術の研究開発やその成果を活用したビジネスモデルの実用化、データの蓄積・利活用、標準化等の実現に向けた環境整備が望まれる。

今回も、さらなる日中経済関係の強化と協力の深化に向けた、有意義な議論が展開されるものと期待している。

中西宏明 最高顧問
(日本経済団体連合会会長)『Society 5.0』と日中イノベーション協力

経団連は、世界的

な第4次産業革命の源流の中で、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5番目の社会として、デジタルテクノロジーとデータの高度な利活用により経済的發展と社会的課題の解決が両立し、人類がより豊かになる社会を『Society 5.0』と位置づけ、様々な活動を行っている。ゴールは国連のSDGsに絞り、国を挙げて目指すべき戦略となっている。その実現にはイノベーションの推進が重要であり、産業界、政府、アカデミアの産官学が協力し合いながら国を超えた活動として展開していくと図っている。

中国も、第13次五カ年計画で5つの発展理念として、協調、グリーン、開放、共有とともにイノベーションを掲げておられ、最近のスタートアップベンチャーの活躍などにより、eコマースやモバイル決済、カーシェアリングなどの非常に進歩したビジネスが発展している。

イノベーション分野は日中協力の有望な分野であり、お互いの知見を交換し共有するとともに、それがアジア地域全体に広がっていくような、世界の成長センターとしての持続的な発展に貢献していきたい。その実現には、技術やデータの利活用を含めて、企業が安心して活動を行うことのできる公正・

透明な事業環境が重要であり、日中双方の産業界の意見を踏まえて、必要な環境整備が進められることを期待している。

三村明夫 最高顧問(日本商工会議所会頭)『中国の構造改革の評価とさらなる期待』

リーマン・ショックから10年となるが、当時、中国は機動的に4兆元の財政出動を行い、中国経済のみならず、世界経済の危機的な状況を力強く下支えされた。一方、中国経済は、従来の高成長から中高速成長の時代に入り、供給力が必要を大幅に上回ることに

なり、第13次五カ年計画では、過剰生産能力の解消、企業コストの削減、不動産在庫の削減、有効供給の拡大、金融リスクの防止・解消といった5大任務が定められた。これらは、痛みを伴うサプライサイドの構造改革だが、これを強力で押し進められていることに敬意を表したい。特に鉄鋼分野に代表される過剰生産能力問題の解決には粘り強い取り組みと長い時間を要するが、世界経済と調和のとれた中国経済の発展のため、ぜひとも引き続き各分野での取り組みを進めていただきたい。

環境問題について、「美しい中国」実現を目指して、生態文明改革のための

政策を次々と実行され、着実に成果を挙げられつつあることにも敬意を表したい。一方これに関して、環境基準を守っている企業までもが一緒に処罰されるのではないよう、客観的・合理的な基準に基づいて施策を実施していただきたい。

中国側基調発言

寧玉品 国家発展改革委員会副主任

「中国のマクロ経済情勢」

中国のマクロ経済情勢は、今年に入り複雑に絡み合った内外情勢の中、安定しつつも上向きの発展傾向が続いている。

① 経済状況の安定…2018年上半期の実質成長率は12四半期連続で6.7~6.9%の中高速の安定成長を維持している。上半期の経済成長に対する寄与率は内需が100%を超え、雇用情勢も総体的に安定しており、18年1~8月に都市部で1000万人近い新規雇用が増加した。

② 経済は安定しつつ前進…主要因は、イノベーション駆動、供給側構造改革、重点分野の改革と開放にある。18年1~7月の新エネルギー自動車、集積回路、工業用ロボットの生産台数はそれぞれ68.6%、14.5%、21%の伸びで

あった。デジタル経済と実体経済との融合が加速し、生産と住民生活へ浸透している。

③ 経済成長は安定しつつ好転…サービス業は引き続き第2次産業全体よりも高い伸びを示し、情報伝達ソフトと情報技術サービス業の成長率は30%以上、旅行・文化等サービス消費は2桁以上の成長率となった。

中国経済は、構造転換、質の向上、効率向上において、少なからず課題に直面し、これらは内外の環境の複雑な変化による不確定要素ではあるが、人的資源、資金、土地、IT等分野の長期的かつ総合的な比較優位性は変わっていない。中国は予測した6.5%前後の成長目標を実現できる。これは世界全体の経済成長の30%以上に相当し、中国の国民のみならず、経済貿易関係が密切な国の人々にも福をもたらす。

日本側発言

渡文明 副団長(JXTGホールディングス名誉顧問)「低炭素化とクリーンエネルギーの推進」

化石燃料からの脱却を拙速に進めることなく、化石と非化石のあらゆるエネルギーの選択肢を持ちながら、それぞれの効率率利用を進めていくこ

とが現実的な低炭素化への道ではないか。日中両国が協力し、地域の温暖化対策に貢献すべく、アジア新興国の低炭素化の実現に取り組んでいくことが期待されている。

一方、パリ協定が掲げる長期の「2℃目標を実現するためには、現行の技術だけでは限界があり、イノベーションの創出が不可欠である。貴国政府が水素エネルギーの開発・普及促進を我が国とのイノベーション協力の大きなテーマとして取り上げ、両国市場だけでなく第三国市場への展開を視野に入れながら発展させることを期待している。

岩沙弘道 副団長(三井不動産代表取締役会長)「Society 5.0」と日本の都市・地域再開発」

絶え間なくイノベーションを促進して様々な社会課題を解決し、国連のSDGsを達成する超スマート社会Society 5.0を都市・地域に具体的に組み込んで実現していくことは大変重要である。

三井不動産は、東京都心から約25キロに位置する郊外部において「相の葉スマートシティ」という課題解決型のまちづくりを推進してきた。ハード、ソフト両面におけるオープンイノベーションを促進する仕組み作りを行い、

生み出されたアイデアを実証・具体化する場も整備することにより、国内外の最先端のプレーヤーがイノベーションをさらに加速するエコシステムのサイクルが回り始めている。

一方、当社がまちづくりを進める東京都心部の日本橋では「残しながら、蘇らせながら、創造していく」というコンセプトのもと、最先端の都市機能と伝統が融合したまちづくりを進めてきた。立地特性を生かしたライフサイエンス分野におけるイノベーション拠点に加え、知財・ロボットなど周辺分野も広く含めて、多様な企業、関係諸団体、行政機関、国内外の大学など産官学民の集積が確立されつつあり、グローバルな発信・交流の場となつてきている。

古賀信行 副団長(野村HD取締役会長)「省エネ・環境ソリューションと日中協力」

ここ数年、国際社会において、省エネ・環境分野における取り組みの重要性が増してきている。金融業界も例外ではなく、これまでは、企業の財務情報が投資の判断材料であったが、今では、企業がどのような地球環境への取り組みを行っているか、社会課題の解決へ貢献しているかを投資の重要な判断基準とする投資家が増えてきた。

日本経済界が1997年より継続的に行ってきた「経団連低炭素社会実行計画」は、このような動きを先取りした取り組みであり、P D C Aサイクルを通じて、日本経済界はCO₂の排出量を着実に削減してきた。環境対策を前向きに進めるためには、規制に加え、パリ協定や経団連自主行動計画のよりに、企業が自ら目標を定め、実行に移し、その結果を開示するボトムアップアプローチの採用も有効と考える。

日中両国が協力し、環境問題への取り組みの大切さや、情報開示の重要性をアジア諸国へ提唱していくことも、日中両国の発展、アジアの未来につながると思っている。

林信秀 副団長みずほ銀行取締役会長
「デジタルエコノミーと金融改革」

デジタル化、キャッシュレス化が中国ほど加速化していない日本でも、フィンテックの普及を目指す銀行法の改正など、金融ビッグバン以来の変革期が到来している。

「みずほ」もソフトバンク社と共同事業会社を設立し、ビッグデータ・AIを活用した独自のスコアリングモデルを使用、算出した「AIスコア」を軸に、レンディングやその他特典提供を行うサービスを提供している。金融を取り

巻く急速な環境変化にも柔軟な発想で革新に取り組み、新たな金融ビジネスモデルを作り上げていきたい。

今後、日中間での法的枠組を構築していく際には、消費者保護の視点が重要な一方で、オープンイノベーション促進のためには、技術や情報の円滑な国境を越えた移動も重要であることから、技術中立的な規制、適切な情報管理の基準設定の実現が望まれる。

釜和明 副団長日本商工会議所特別顧問株式会社H相談役「ハイテクが牽引するデジタルエコノミー」

中国では、インダストリアル・インターネットの発展重視の方針を掲げ、製造業のデジタル化、ネットワーク化、インテリジェンス化を進めている。IHグループでも、IoT、AI技術を活用した製品の高度化や、製造現場への適用に取り組んでいる。デジタルエコノミーに必要な技術開発は、単独で実施している世の中の急速な動きについてはいけず、オープンイノベーションが必要である。中国企業と外国企業がエコシステムを形成し、「国境を越えた自由なデータの流通」が必要不可欠と思われるが、「中国サイバーセキュリティ法」や関連法規は、外国企業にとっての利用制限、運用上の地域差・恣意

性、技術情報の開示義務などが懸念される。

中国の経済活動で生み出されるビッグデータをオープンイノベーションと互恵の原則に基づいて流通可能にし、我が国の持つ製造・製品ノウハウに関連したデータデータの利活用技術、解析技術を企業が安心して活用できる環境を整えていきたい。

上野孝 副団長横浜商工会議所会頭
「横浜のスマートな環境未来都市づくり」

80年代後半、横浜市はエネルギーの効率的利用策と共に、CO₂排出量の削減への取り組み等のビジョンを全国に先駆けて打ち出し、10年には「横浜スマートシティプロジェクト」計画を打ち出して、ICT活用による地域マネジメントシステムの導入、地域全体に熱供給を行う会社である「みなとみらい21熱供給会社」の設立、電気自動車的大量導入、充電電EVを用いたエネルギーマネジメント導入等の実証実験に着手した。

11年には、社会課題克服に向けた地域の先進的取り組みを政府が集中支援する国家プロジェクト「環境未来都市」構想に選定され、以来、横浜はスマートシティのモデルとして内外から強い関心が寄せられている。15年以降、

横浜スマートシティプロジェクトは、それまでの実証事業の成果を、家庭や企業の活動に実際に活用する段階へと歩を進めており、実装された環境技術のいわばショーケースの役割を、みなとみらい21地区が担うことになっている。

中国側発言

袁達 総会司副司長「中国のサプライサイド構造改革の動向」

サプライサイド構造改革は中国政府が取り組む重要戦略である。18年は以下の成果を得ている。今後引き続き確実に行う。

- ① 構造改革による生産能力の削減…市場化や法制化による環境保全、品質、安全面の法律基準の厳格化を通じて、18年1〜7月は粗鋼2470万トンの生産能力を削減し、年間目標3000万トンの8割以上を達成。
- ② 積極的・安定的な負債削減…市場化手法による債権株式化、統合再編成等の歩みを進め、国有企業における負債削減を確実に進めている。
- ③ 不動産在庫の段階的解消…18年7月末時点の全国分譲住宅代理販売面積は前年同期比で14.3%減少。
- ④ 実体経済におけるコストの削減…「行政のスリム化、権限委譲」改革の継

統的实施。

⑤弱点強化への精緻なアプローチ…
18年1～7月の生態保護・環境対策
農業、社会分野への投資は前年同期比
でそれぞれ34.1%、13.7%、12.3%
増加。

⑥新たな成長エネルギーの育成…ハ
イテク産業および戦略的新興産業。

馬栄 環資司副司長「中国の環境汚染
対策の目標および政策」

18年5月、生態環境保護大会を開
催し、6月には生態環境保護の全面的
強化と汚染防止対策の確実な実施に
関する意見を発表するなど、今後の汚
染防止事業について全面的な配置を行
い、目標および任務を明確にした。35
年までに美しい中国の建設をおおむ
ね達成するべく、20年までの一連の具体
的指標と政策を定めている。

中日両国は省エネ・環境保全分野で
長く提携しており、18年の中日省エネ
ルギー・環境総合フォーラムは中国で
開催されるなど、既に良い基盤ができ
ている。21世紀日中関係展望委員会の
提言書の中で触れられている、排熱発
電技術導入は私も20年前に担当した
が、セメント業界における技術進歩や
省エネ・環境保全のシンボルの事業と
なっている。JICAとの生ごみの資源

化利用や無害化処理技術の協力も、中
国の100カ所の都市で素晴らしい成
果をあげている。18年10月には日本
で第2回世界循環経済フォーラムが開
催され、我々も出席するが、これらを通
して中日の循環経済推進の共通点が得
られることを確信している。

伍浩 高技司巡視員「中日デジタルエ
コノミー協力の推進と可能性」

「提言書」の新型イノベーション協
力は重要な方向性を示している。中国
では、デジタル技術がイノベーションの
新たなエンジンとなった。デジタルエコ
ノミーの協力を二層進めていきたい。

①政策の連携強化…「提言書」の中
で言及している、データの安全性、国境を
越えたやりとり、個人のプライバシー保
護といった問題について、政策レベルで
意思疎通を強化する必要がある。

②企業協力の強化…ニーズにマッ
する交流を強化し、国際規格制定でも
大きな役割を果たす。

③スマートシティ協力の強化…第三
国市場協力においても、より大きな役
割を果たす。

④人材交流の強化…発展理念や新
型技術、イノベーション応用等に関す
る交流を通じて、新型技術人材を共同
で育成していく。

国家发展改革委員会は、商務部科学
技術部、教育部、知識産権局、工業情報
化部等とまずは中国側の協力メカニズ
ムを立ち上げ、そして日本の関連政府部
門と連携していく予定である。

安利民 地区司副司長

「創新駆動の地域発展戦略」

「二帯一路」の構築、京津冀(北京・天
津・河北)協同発展、長江経済ベルト
など、新たな戦略構想実施を進めてい
る。

北京、天津、河北は、それぞれが異
なる発展段階にあり、異なる矛盾や際
立った問題を抱え、イノベーション
に頼る必要がある。長江経済ベルトは、
質の向上、効果増進とグリーンな発展
を実現する重要な任務を担っている。

地域のイノベーション能力を向上
させるために、全国で19国家級新区、
219国家級開発区、19国家自主イ
ノベーションモデル地区を相次いで建設
している。

中日地域経済協力の一例に「中日平
湖産業協力工業団地」があり、省内最
大の日系企業投資拠点となっている。
主に設備製造、電子情報、新素材、バイ
オ食品等の企業が参入し、医薬、自動
車部品等のハイエンド製造産業も含ま
れている。

王、心同 東北振興司副司長

「東北振興戦略」

東北振興戦略の実施と対日経済協
力についての見解をお話ししたい。

第一に、東北地区の技術は確固たる
ものであり、対日経済協力には明らか
な優位性がある。

第二に、東北地区は経済発展の巨大
な潜在力を有している。設備製造、原
材料、自動車生産等、国家経済や国民
生活に関わる重要な産業、長春一汽集
団、瀋陽衛星工業公司、大慶油田等の
著名な大手企業がある。

第三に、新たな東北振興戦略は、日
系企業の対中投資に以下の新たなチャ
ンスをもたらしている。

①中国政府は東北地区の発展を非
常に重視し、新たな振興戦略を推し進
めている。

②東北地区は行政のスリム化・権限
移譲、公正な監督管理・公平な競争の
促進、行政サービスの最適化を深化さ
せており、日本を含む企業の安定、公
平、透明、予測可能な発展環境を構築
することとなる。

③東北地区は、対外開放を全力で推
進していく。

④産業技術、製品の相互補完および
現代サービス業での協力を深化してい
く。

工業信息化部との全体会議

●9月12日(水) 9:00~10:50 ●長富宮飯店 芙蓉(東)

新次元の日中イノベーション
協力



会議開始前に王新哲工業信息化部総経済師(中央)と歓談する団長、最高顧問ら

約73%となり、移動ブロードバンド利用者数は12億3000万人を上回っている。

18年は中国共産党第19回党大会後の一年目であり、また中国の改革・開放から40周年にあたる。中国には巨大な変化が起こり、グローバル

日本側団長挨拶

宗岡正二(団長(日中経済協会会長))

中国の産業構造の改革について、関係部門の皆さまが取り組んで来られた供給サイド改革を評価している。例えば、鉄鋼分野では16~18年の3年間で1.5億トンの削減目標に対し、過去2年間で1.2億トンの削減を達成され、また、過去から問題視されていた地条鋼の撲滅にも抜本的に取り組まれた。鉄鋼分野以外についてもさらなる構造調整が進むことを期待している。

また、ビジネス環境の改善については、最近の貴国の外資企業に対する規制緩和の進展を評価する一方で、サイバーセキュリティ法、環境規制、輸出管理法、知的財産権保護等といった各種施策、規制の制度設計およびその運用については、透明性、公平性、一貫性、予見可能性が確保され、企業のグローバルな経営活動の妨げにならないよう、ご配慮をお願いしたい。

国民の豊かで快適な暮らしを実現するためには、日中両国企業の優位性を活かした相互補完のイノベーション協力が欠かせない。日本政府および日本経済界と工業信息化部との間では、昨年引き続き北京で「日中スマート製造セミ

テーマディスカッション

(1) デジタルエコノミーの展望

李冠宇 情報司副司長

「デジタルエコノミーに対応した中国の産業政策」

17年には中国のソフトウェア産業の売上は5兆5000億元で、5年前の2.2倍となった。中国のデジタルエコノミーは実体経済との融合が持続的に深化しており、リサーチ機関によると、17年の中国のデジタルエコノミーの規模は27兆2000億元、GDPに占める割合は32.9%に達し、経済成長牽引の重要な原動力である。G20、中日韓等の多国間・二国間メカニズム下においてさらに幅広い交流協力を展開し、デジタルエコノミーの発展を推進したい。

1. 中日両国のデジタルインフラ、5G、ビッグデータ、ブロックチェーン、人工知能、ロボットを含む工業インターネット等の面での交流や協力を促進。

中国側挨拶

王新哲 工業信息化部総経済師

2018年、経済の高質成長という新たな要求に基づき、サプライサイドの構造改革を主軸に、製造強国とネットワーク強国の構築を推進し、前向きな成果を挙げている。携帯電話利用者数は15億人に近づき、4G利用者数が占める割合は

な製造業の生産・輸出大国、外資利用大国、海外投資大国となり、過剰生産能力および不公平な競争等の問題について一部の人はある種の不安を抱いているが、我々はそれらの憂慮は不必要だと思う。

5月初めに李克強総理が日本を訪問し、当部の苗圩部長も5月末に訪日して、日本の関連政府省庁と産業協力強化について多くの合意を達成した。本日の会合でも、デジタルエコノミー、スマート製造、次世代自動車技術、省エネ・環境および中小企業イノベーション等のテーマで深く交流を進め、両国の産業協力を深めていきたい。

2. 中日韓オープンソースストレートニングキャンペーン、マスタートレーニングキャンペーン等の協力メカニズムを通じ、研修体制を充実させ、ITの発展に伴う人材面の課題に対応。

3. オープンソース等ソフトウェアの業界における応用イノベーションを引き続き奨励し、オープンソース技術を利用した医療、交通、エネルギー、金融等のソリューション提供を推進。

4. 多層的コミュニケーションメカニズムを通じて5Gシステムのスペクトル周波数計画を取りまとめ、中日両国の電波担当省庁間の協力をさらに強化。

平野信行 副団長（三菱UFJ銀行取締役会長）

「デジタル技術を活用した金融イノベーション」

イノベーションはB2C領域で始まり、モバイル通信の発達によって、金融サービスは「いつでも」「どこでも」利用でき「誰でも」恩恵を受けられるようになり、「金融包摂」が進展している。さらに、金融イノベーションは法人業務、B2B分野にも拡がり、従来のインフラを一新させるようなデジタル技術が注目されるようになってきている。その代表がブロックチェーンである。私どもは、貿易取引にブロックチェーン技術を活用するための実

証実験を日本やシンガポールにおいて進め、さらに「バイス単位のファイナンスあるいはデータ利用に対する課金を可能とする新しいプラットフォームの構築をブロックチェーン上で進めている。

金融イノベーションの進展によって、新しいビジネスモデル、健全なスタンダード作りを進めることが期待される。例えば、年間貿易額が4兆ドルを超えて、アジア諸国との取引がその過半を占める中国の企業や銀行が先程述べた実験や、あるいは標準の策定に加わり、共にアジア地域全体の貿易事務手続き、プロセスの効率化を追求していく価値は十分にある。

(2) スマート製造の推進

王瑞華 裝備工業司副司長

「中国スマート製造の発展状況および関連政策」

1. 製造強国建設の総体計画に基づき「第13次五カ年計画」期間におけるデジタル化製造の普及とスマート化製造モデルの同時実施を定めた。

2. 弱点の補強に力を入れ、国家スマート製造規格体系が暫定的に構築された。国際標準7件、国家標準74件が正式に公布され、約90件の標準に関する草案が国家の標準立案を通過している。

3. 大量オーダーメイド、遠隔管理

サービス等、前後4年をかけて305のスマート製造モデル事業を選定し、「中遠（COSCO）川崎」のような中日合弁事業もモデル事業に選ばれている。

4. スマート製造に牽引され、大量の工業ロボット、付加製造、工業センサー等の新興産業が急速な発展を見せている。日本の工業ロボットの一部が中国で大規模に普及・応用され、17年の工業ロボット市場は前年同期比68.1%増となった。

5. 国際協力を深化させ、開放型の作業メカニズムの構築を模索している。中米工業インターネットタスクフォース検討メカニズム、中独企業スマート製造および生産プロセスネットワーク化協力展開、中日協力のスマート製造セミナーなど、深い協力を展開している。三菱と共同で設計し完成させたライフサイクル・スマート製造規格検証の検証プラットフォームは、業界に素晴らしいサービスを提供している。

山西健一郎 副団長（三菱電機特別顧問）

「日本におけるスマート製造化への取り組み」

現在、世界各国でITを核とした革新的技術が、社会・経済の発展を支え、製造業においてもビッグデータやAIの活用が進んでいる。弊社も日中を含む数

多くのパートナー各社と連携し「e-Home copy」というオープンなソリューションでスマート製造化に取り組んでいる。

「真のスマート製造とは、「自動化」と情報化等の生産効率の向上だけを単独で考えるのではなく、エネルギー効率あるいは環境負荷という、ものづくりに不可欠な要件を合わせて、総合最適化を実現すること」であり、e-Home copyは、これを実現する、日本のものづくりの最先端ソリューションとして、中国でも既に展開が始まっている。

また、スマート製造の実現においては、現場に近い場所でデータの管理・処理・フィードバックを行うエッジコンピューティングを活用することで、計画に対して変動する現場にリアルタイムに即応し、目標とする生産効率を実現する。

弊社は18年7月に中国政府直轄の機械工業儀器儀表綜合技術經濟研究所と戦略的パートナーシップを締結し、エッジコンピューティングやAI等、先端技術のスマート製造への適用を共同検証するとともに、中国製造業のスマート化拡大と高度な労働人材育成に引き続き協力していく。

昨年引き続き12月に北京で開催予定の「日中スマート製造交流セミナー」でも、製造業における日中協力に向け意見を交換させていただきたい。

室町正志 副団長(東芝特別顧問)

「スマート製造ソリューション」

当社グループのスマート製造ソリューションのキーテクノロジーを2つご紹介させていただきます。

1つ目はデジタルツイン技術。センサーから得られる情報が多種多様で統一されていないことは大きなボトルネックとなっており、当社は統合データモデルを準備することで、原因究明や故障予知等時間と空間を超えて複雑な事象の再現や予測を可能とし、自動車産業をはじめとする多数の製造業から評価頂いている。

2つ目はAI。NANDフラッシュメモリの主力工場・四日市工場は、5000以上の製造装置から1日20億データポイントもの多量なデータを取得し、統合データモデルやAIの活用により、不良原因推定に要する時間を従来の3分の1に短縮した、世界でも最先端のAI工場である。この最先端工場の実現に大きく貢献したのがアナリティクスAI「SATLYS」というプラットフォームであり、もう1つのAIサービス、「コミュニケーションAI「RECAIUS」は、カーナビゲーションで日本国内シェア8割を超え、既に商用ロボットにも採用され、02年には北京に研究開発拠点を創設し、中国企業との連携を目指した活動を

推進している。

(3) 次世代型自動車

王瑞華 装備工業司副司長

「中国のICV発展状況と関連政策」

ICVの発展を加速・促進するため、工業信息化部で重点的に取り組んでいる分野は以下である。

①トップダウン設計を重視し、戦略計画を制定、②標準規格体系を構築し、「路上走行試験規範」を制定、③産業連盟を立ち上げ、イノベーションセンターを設立、④上海市、重慶市、北京市、河北省、浙江省、長春市、湖北省、江蘇省等にテストモデル地区を設けて業界の発展をサポート。

日本でも20年の東京オリンピックには「無人運転」自動車を投入・走行させる予定と伺っている。中日双方の自動車分野における協力基盤は確固たるものであり、いくつか提案させていただく。

1. 当部と経済産業省の指導者の協議に基づき、10月12日に日本で開催する自動運転に関する日中官民セミナーの準備について、日中経済協会の積極的な運営参加に感謝する。今後も具体的なプロジェクト協力の展開を期待している。

2. 18年6月の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)では自動運転自動車作業部会(GRVA)の設立が決ま

り、我々は国土交通省、日本自動車基準認証国際化研究センター(JASIC)と交流させていた。具体的な技術法規制定の協力展開を願っている。

3. 双方の関連部門が将来の自動車産業の発展を共同で推進していけるよう願っている。

内山田竹志 副団長(トヨタ自動車代表取締役会長)

「次世代型自動車における日中の協力について」

中国の自動車産業の発展は目を見張るものがある。日本の自動車政策・産業においては、18年4月より経済産業省と国内自動車メーカーによる「自動車新時代戦略会議」が発足し、重点的に取り組むべき分野・政策の方向性を明確にすべく議論が重ねられている。自動車産業が今後、いかに地球との永い共生を実現していくか、環境や安全にいかに取り組むか、車の利便性をどう高めるかは、日中共通の課題である。従来、中国において日本企業は、産業界・政府部門・研究機関の交流枠組みに積極的に参画し、持続可能な発展に協力してきた。今後、例えば「雄安新区」のような中国独特の国家事業の開発区プロジェクトが進めば、世界に類を見ない、環境・安全・利便性を兼ね備えた次世代型自動車の誕生に向けた

プラットフォームとなることが期待される。引き続き幅広くご協力させていただきたい。このような協力活動の一つの「自動運転に関する官民合同セミナー」において、コネクテッド・自動運転の協力の可能性についても議論したい。

トヨタグループのイノベーション力を結集し、新しいモビリティ社会の実現にお役に立てるように努力したい。

(4) 日中省エネ・環境分野での協力

畢俊生 省エネ综合利用司副司長

「中国の製造分野でのグリーン発展政策」

中国は20年までに、一定規模以上の企業のエネルギー消費原単位を15年より18%削減などを目標とし、以下を通してグリーン・循環型・低炭素型発展の産業体系構築、生産方式・ライフスタイル形成を推進する。

1. 省エネルギー法、クリーン生産促進法、循環型経済促進法等の着実な実行により、国家重大工業特別省エネ監査等を引き続き推進。
2. グリーン製造プロジェクト実施を一層深化。
3. 工業の省エネおよびグリーン発展への標準規格の役割発揮を推進。

4. 省エネ、低炭素、節水、資源の総合利用、大気汚染対策、土壌修復等の重点

分野につき、グリーン技術のポトルネットワークを解消し、グリーンな品質競争を推進。

経済産業省や協会とともに企業間の意見交換を引き続き強化し、標準規格の相互承認を推進して、中日グリーン製造モデルを共同で打ち立てたい。

石村和彦 副団長（AGC取締役会長）
「製造分野での新たな日中省エネ・環境協力」

近年、省エネや環境対策に関する日中の共同プロジェクトが数多く成立し、日本の製造業の強みが中国企業の効率的で環境負荷の低い工場操業に寄与している。

私たちAGCグループも、中国ガラス業界の省エネ化、大気汚染対策に関する協力を表明し、中国企業と協働して中国ガラス業界の省エネ事業を継続的に支援してきた。持続的発展には環境保全を維持、改善、発展させていくための社会システムを構築してはじめて実現可能である。各産業において、社会システムの構築を念頭にした新たな日中省エネ・環境協力を推進していく時が来ている。製造工程だけで排出される炭酸ガスだけでなく、ライフサイクル全般を通じたカーボン・フットプリントまで含めた低減を考え、それらを標準化して行く時期に来ている。

高橋恭平 副団長（昭和電工相談役）
「環境規制に即した省エネ・環境ソリューション」

当社は、アンモニア原料の水素源確保と循環型社会への貢献を目的として、プラスチック・ケミカルリサイクル事業を03年に川崎で始めた。家庭からプラスチックを分別回収し使用済プラスチックをガス化して水素を取り出す。アンモニア原料とともに、燃料電池向けにも供給を開始している。この水素製造方法は従来の化石燃料から作る水素と比べ、CO₂の排出量を約80%削減することができ、「ECOANN®」と名付け、市場から高評価を得ている。

水素活用について、当社は川崎市と連携して2件の実証実験に入っており、一つはFCV用の水素ステーションへの水素供給、もう一つは、18年6月から川崎市の新ホテルで使われる大型の燃料電池用に当社工場から、パイプラインで水素を供給し、電気とお湯に使われている。使用済プラスチック由来の水素が低炭素水素サプライチェーンの中で貢献している一例である。

(5) 中小企業およびベンチャー・スタートアップ協力和関連政策

葉定達 中小企業局副局長「中国の中小企業支援、ベンチャー育成施策」

1. 発展環境の最適化：「放管服（行政のスリム化・権限移譲、公正な監督管理）公平な競争の促進、行政サービスの最適化」改革の推進により、企業の負担軽減等を行っている。18年の改訂「中小企業促進法」では長年の実践で効果がみられた政策や手段を法律レベルに引き上げた。

2. 「双创（大衆創業、万衆創新）」の実務：①「双创」の担い手の育成 ②「双创」の積極的推進のための中国起業イノベーションコンテスト開催、③国家知識産権局と共同での中小企業の知的財産権イノベーション、運用、保護能力の向上。

3. 融資支援の強化：人民銀行はじめ7部門と共同で3年間の小規模企業売掛金融特別活動を実施し企業の在庫資産活用を推進するほか、財政部と協力して国家融資担保基金を設立。

4. 公共サービス体系の強化：千以上の窓口プラットフォームを設け中小企業のために「見つけやすい・利用しやすい・保障がある」サービスを提供。

5. 交流、協力の強化。

常陰均 副団長（三井住友信託銀行取締役会長）

「日中ベンチャー協力のためのエコシステム形成」

ここでのエコシステムとは、事業生態系

と呼ばれ、一つの業界内で様々な企業が協調的に関わり合うことで業界全体で収益を維持することである。中国では、アリババ、テンセント等のテックノロジー企業が金融などの異分野でも新たな仕組みを有し、様々な企業が相互依存しつつ発展するエコシステムを形成し、中国のデジタル化社会の牽引力となっている。こうした動きは日本企業にも大いに参考になる。

弊社では中国市場への進出により成長を図る日本の中堅中小企業に投資するP.Eファンドの設立を支援し、中国側金融機関のサポートを得て成功に導いた事例がある。

加えて中国には、AIや顔認証などの先端技術に長けた企業が多く、日本には小売やサービスなどの従来型ビジネスに優れた、きめ細やかなノウハウを有する企業も多い。日中金融機関や事業会社等がシードマネーを拠出し、有力ベンチャー企業への投資、育成、回収プロセスを確立し拡大させるエコシステム構築のために、日中金融機関、投資顧問会社、ベンチャーキャピタル等が意見交換を行い具体的なアクションに結び付けていく方法があるのではないかと。



浙江省訪問団記録

ニュー・エコノミーが成長を牽引する浙江省

北京での一連の活動を終えた合同訪中団は、9月13日、地方訪問団として60人がデジタル経済の発展著しい浙江省杭州市を訪れた。ニュー・エコノミー分野での日中協力の新たなビジネスモデルを求め、民営企業との交流を深めることが今回の訪問の目的の一つでもある。地方訪問団の団長は、昨年に引き続き日中経済協会副会長である日産自動車の志賀俊之取締役を務めた。

海康威視で説明を受ける志賀地方団長



1. 浙江省概況

浙江省は中国長江デルタの南側、東部沿海地域に位置し、以前から改革開放の重要拠点となっており、中国の経済発展の牽引役として、その役割を果たしてきている。

浙江省の面積は10.2万平方キロで、4大直轄市を除けば、海南省、寧夏回族自治区に次いで中国で3番目に小さい省・自治区である。2017年末の全常住人口は5657万人で自然増加率は6.4%増、日本の国土の4分の1強の面積に、日本の約半分の人が住んでいる計算になる。

浙江省の歴史は古く、「吳越同舟」という成語にもみられるように、紀元前6世紀から紀元前4世紀にかけて、中国の春秋時代に越の国(首都は会稽、現在の紹興市)として栄え、また日本人にも馴染みの三国時代(3世紀)には、呉の国の経済を支える豊かな農産物や海産物を産出するなど、昔から強固な経済基盤を有していた。

浙江省には、杭州と北京までの1797キロを結ぶ「京杭大運河」や、多数の古代建築物とともに風光明媚な景観を写し出す「西湖」がユネスコの世界

文化遺産として、また、独特な断崖地形を現す江郎山の「丹霞」が世界自然遺産としてそれぞれ登録されているほか、中国三天霊山の一つに数えられる「天台山」(台州市天台県)や中国四大仏教名山の一つである「普陀山」(舟山市)など、たくさんのお光資源がある。中国八大料理の一つである浙江料理、龍井茶、紹興酒などは浙江省の特産として有名である。

2. 浙江省の経済

改革開放以降、浙江省はいち早く積極的に外資導入を図り、省経済の発展戦略を急速に進めてきた。浙江省は、中国最大の経済都市である上海に隣接していることから、江蘇省と共に上海の経済効果が直接的に波及し、加えて上海の後背地として大きく発展してきた。

浙江省には寧波・舟山港、温州港、台州港等の港湾、杭州蕭山、寧波櫟社、温州龍湾等の空港、さらには甬台温、滬杭城際、温福、寧杭、杭甬、杭長、金温等の高速鉄道や、滬杭、甬台温、浙江沿海(甬台温複線)、台金、上三等の高速道路が省内を縦横無尽に貫き、巨大な物流網が整備されており、産業発展の基盤は十分に整っている。

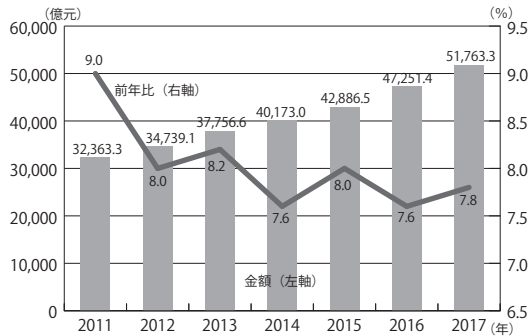
こうした地理的優位性やインフラ基盤を背景に、浙江省の改革開放戦略は加速度的に進展し、省の経済規模は大

きくなった。浙江省の17年の国内総生産額(GDP)は、前年比7.8%増の5兆1763億元に達し、省市別で全国第4位(図1)、1人当たりGDPでは、前年比6.6%増の9万2057円で、全国第5位であった(図2)。

浙江省は中央政府が掲げた「東部先行発展戦略」により、製造業など第2次産業を中心に高い経済成長を遂げてきた。最近では、製造業に加えてサービス産業の発展が著しく、経済発展のモデルチェンジと産業の高度化が進んでいる。産業構造をみれば、11年に第2次産業のGDPに占める割合が50.5%と半分を占めていたが、14年には第3次産業の割合(47.9%)が第2次産業の割合(47.7%)を上回り、17年には第3次産業が52.7%を占め、浙江省経済のけん引役となっている(図3)。

17年のその他の主要経済指標をみると、まず一定規模以上^{注1)}の工業生産額(付加価値ベース)は前年比8.3%増の1兆4440億元、うちハイテク、設備製造、戦略的新興産業等の付加価値がいずれも2桁の伸びを示した^{注2)}。固定資産投資については、前年比8.6%増の3兆1126億元で、うち非国有企業投資が1兆9586億元で62.9%増、そのうち民間投資は1兆8152億元で58.3%増であった。

図1 浙江省のGDP推移(2011~17年)



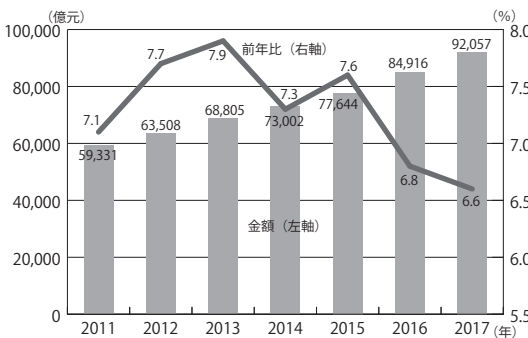
(出所)『浙江統計年鑑2017年』および「2017年浙江省国民経済と社会発展統計公報」より筆者作成

社会消費品小売総額については、前年比10.6%増の2兆4308億元となり、都市・農村別の伸び率では農村12.2%が都市10.3%を上回り、また、インターネット販売による小売総額が前年比29.4%増の1兆3337億元で全国第2位と、大幅な伸びをみせている。

海外との貿易額については前年比15.3%増の2兆5604億元、うち輸出額は同10.1%増の1兆9446億元となり、なかでも民营企业による輸出が同1.8%増の1兆4956億元と輸出全体の76.9%を占めた。

こうした指標からも、浙江省においてはハイテク産業やインターネットを活用したニュー・エコノミー分野の産業が省経済の牽引役となり、民营企业の活躍が著しいことが分かる。

図2 浙江省の1人あたりGDP推移(2011~17年)

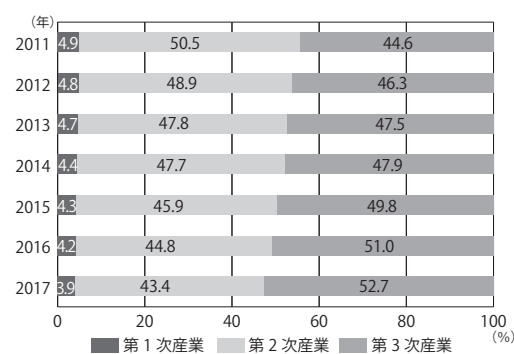


(出所) 図1に同じ

浙江省の経済発展戦略と地理的優位性、強固な産業基盤等を背景に、日本企業をはじめとする外資企業が比較的早い時期から浙江省に進出している。鄧小平による南巡講和が行われた1992年を境に、外資企業による直接投資が急速に伸び、世界経済情勢や日中関係の影響を受けながらも実行ベースでの投資額は着実に伸びてきている。(図4)

中国の統計によると、17年の外資企業による浙江省への投資件数は前年比41.3%増の3030件、契約額は同23.5%増の347億ドル、実行ベースでの投資額は同1.8%増の179億ドルであった。うち、第3次産業分野の投資件数が2438件と全体の80.5%を占め、契約金額が239億ドル(前年比32.5%増)、実行ベースでの投資額が

図3 浙江省の産業構造推移(2011~17年)



(出所) 図1に同じ

117億ドル(同13.5%増)とそれぞれ全体の68.9%、65.2%を占めた。このように、浙江省に進出する外資企業においても第3次産業へと投資分野がシフトしつつある。

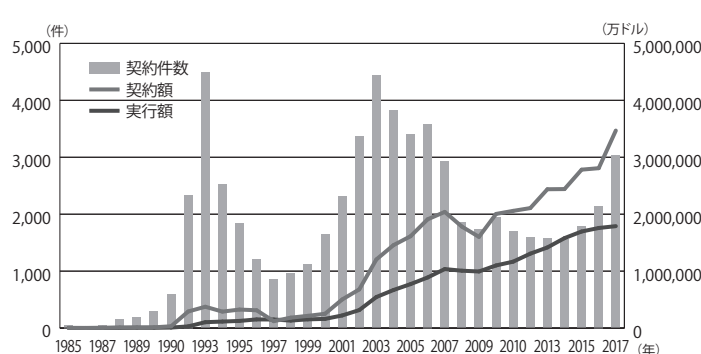
3. 浙江省・朱從玖副省長との会見

浙江省訪問団二行は、杭州に到着した9月13日の夕方に、浙江省・朱從玖副省長と会見を行った。

冒頭、朱副省長からは、中日平和友好条約締結40周年の重要な節目の年に、本訪問団を迎えられることができた喜びと歓迎の言葉が述べられ、浙江省と日本の経済関係が密接であることを、数字をあげて客観的に示した。

朱副省長によると、17年の浙江省

図4 浙江省への外資直接投資推移(1985~2017年)



(出所) 図1に同じ

と日本との貿易総額は前年比14.7%増の216億1000万ドルで、うち浙江省から日本への輸出額は118億8000万ドル、日本から浙江省への輸入額は97億3000万ドルであった。これまで日本から浙江省に投資した企業は累計で3360社、実行ベースでの投資額は74億6000万ドルで、逆に浙江省から日本に投資した企業は239社で、投資総額は26億5000万ドルであった。

また、朱副省長は訪問団に対して、浙江省経済について概略を紹介し、18年上半期の経済成長率が7.6%に達し、吉



朱從玖副省長(右)と記念品を交換する志賀地方団長

利自動車、物産中大、アリババなど世界500強企業にランクされる民営企業が既に浙江省に投資、イノベーションによるデジタル経済の生産額が3000億ドルに達し、浙江省のGDPの約4割を占めるに至ったという。

同時に、浙江省では対外開放を進めており、同省は中国国内でも有数の輸出省であること、さらなる自由貿易の発展を目指し、舟山に中国(浙江)自由貿易試験区を設置し、主に石油製品等のコモディティ商品の取り扱いを拡大していく構想を述べた。

さらに浙江省には、自然豊かな生態環境や豊富な古代文明の歴史遺産を活用した観光産業の優位性なども紹介された。最後に朱副省長からは、日本企業による中日産業協力園区建設への協力に期待が寄せられた。

一方、志賀団長からは、本合同訪中代表団の北京での活動を報告するとともに

に、国家指導者会見時に李克強國務院総理が述べた、①「中日関係が正常な軌道に戻り、両国の経済協力が世界経済の回復を促し、世界の発展、平和に寄与すること」、②「中国が引き続き改革開放を堅持し、さらなるビジネス環境改善に努力する」という姿勢に感激した旨を紹介した。

また、志賀団長は、ニュー・エコノミーが飛躍的に発展を遂げている浙江省に対する期待を寄せ、日中経済協力が来年1~3月をめどに、日本のベンチャー・スタートアップ企業をはじめとする訪問団を浙江省に派遣する計画があることを紹介した。デジタル経済を積極的に取り入れている浙江省企業と日本企業との間で、医療・介護分野でIoTやAIを駆使した協力の可能性の追求などの提案を行った。

4.「中国(浙江)―日本―ニュー・エコノミー協力フォーラム」開催

浙江省訪問団は、浙江省商務庁の協力の下、9月13日に「日中(浙江)―日本―ニュー・エコノミー協力フォーラム」を開催した。本フォーラムでは、浙江省商務庁の胡維康副庁長と志賀副団長による挨拶の後、中国側5人、日本側4人による基調発言が行われた(表1)。

中国側の発言では、まず舟山市政治協

商会議の夏文忠副主席から、17年4月に設立した「中国(浙江)自由貿易試験区の最新状況」についての報告があった。同試験区は、第1に舟山自由貿易港区整備戦略に基づき中国の特色ある自由貿易区建設を行うとの目標を定め、第2に石油製品等のコモディティ商品産業に焦点を当て、第3に地理的優位性や恵まれた港湾条件を活かした自由貿易区の構築を目指しているという。外資系企業に対しては、内外資同等待遇とネガティブリストによる管理方式によって、より参入しやすいビジネス環境の創出に努めているとのことであった。

次に浙江省発展改革委員会の沈晋揚調研員からは、浙江省の「四大」建設状況および重大プロジェクトについての紹介がなされた。浙江省の「四大」建設とは、杭州湾を囲む「大湾区建設」、衢州・麗水を中心にグリーン発展を目指す「大花園建設」、浙江省に現代的な放射状の交通輸送網を構築する「大通道建設」、そして大都市区域の総合的都市レベルを全面的に飛躍させる「大都市区建設」を指す。この「四大」建設を加速するためのカギとなるのがイノベーションによるデジタル経済の発展である。世界レベルの先進製造業のクラスターを設立し、ヘルスケア、バイオ医薬等の重点産業の発展を図る上で、日本企業が有する優位性と

の連携が期待されている。

続いて、浙江省経済信息化委員会の魏振華主任から、「浙江省のデジタル経済の発展状況」についての紹介があった。浙江省では、インターネット関連産業が先行している優位性を活かし、新たな産業、業態、ビジネスモデルが生まれ、伝統産業のモデルチェンジやアップグレードが加速、デジタル経済が絶えず発展しているという。①デジタル経済の発展を提唱するとともに、AI、クラウドコンピューティング、IC、ソフトウェア等の行動計画を発表し、デジタル経済を新たな段階に進めており、②「双创(大衆創業、万衆創新)」の集積地として、インターネットに基づくスタートアップやイノベーションの活力が絶えず啓発されている。また、③IoT、ビッグデータ、AIと实体经济との高度な融合に力を入れ、オーダーメイド、ネットワーク化、スマート製造等インターネットを活用した生産モデルが普及するなど、デジタル産業および伝統産業のモデルチェンジが加速しており、④各業界、各産業における融合が深化することで、デジタル経済が民生サービスの重要なツールとなり、⑤杭州は世界最大のモバイル決済都市、無線LAN都市として情報インフラが絶えず更新されている。こうしたデジタル経済の発展が、日本企業の浙江省への投資

SPECIAL グローバル化とイノベーションに向けて REPORT —2018年度日中経済協会合同訪中代表団抄録—

表1 「日中(浙江)－日本 ニュー・エコノミー協力フォーラム」次第

中国(浙江)－日本 ニュー・エコノミー協力フォーラム 2018年9月13日(木) 14:30～16:15 城中香格里拉大酒店2F 大宴会厅C厅		
次 第:		
1. 中国側代表挨拶	胡濶康	浙江省商務庁 副庁長
2. 日本側挨拶	志賀俊之	地方団長 日産自動車取締役
3. 中国側発言		
1) 中国(浙江) 自由貿易試験区最新状況	夏文忠	舟山市政治協商会議 副主席
2) 「四大」建設状況および重大プロジェクト	沈晋揚	浙江省發展改革委員会 外資処調研員
3) 浙江省デジタル経済の發展状況	魏振華	浙江省經濟信息化委員会 電子行業弁公室主任
4) 大江東産業集積区	丁 嵐	浙江省招商中心 副主任
5) 浙江省交通投資集团有限公司の対日業務提携	楊強民	浙江省交通投資集團 副總經理
4. 日本側発言		
1) 日中産業協力拡大のためのビジネス環境改善	大倉鎮信	副団長 東工コーセン代表取締役社長
2) 浙江省におけるステンレス・鉄鋼ハイエンド総合加工センター事業	北 修爾	副団長 阪和興業名誉会長
3) 日中経済協力における金融セクターの役割	國賀久徳	団員 三井住友銀行顧問
4) アリペイとの提携によるBtoC事業者向け決済サービス事業	劉国平	団員 オリックス中華圏会長
日本側進行:	杉田定大	副秘書長(日中経済協会専務理事)
中国側進行:	孟 浩	浙江省商務庁対外聯絡処副処長

最後に、浙江省交通投資集团有限公司の楊強民副総経理より、「浙江省交通投資集团有限公司の対日業務提携」についての紹介がなされた。同社は、浙江省管轄下の国有企業で、交通インフラ建設に対する投融资、交通インフラ施設運営、交通インフラ総合開発等の事業を行っている。17年の利益総額は97億元で省級の国有企業としてはトップクラスで、グループ企業は既にアジア太平洋、アフリカ、南米等で資源探査、設計、エンジニアリング、貿易、金融、国際物流等の事業を展開しているという。最近2年間は日本企業との交流に力を入れ、高速道路・軌道交通建設、インフラ施設運営管理、金融等の分野で事業を展開し、今後は日本企業との協業によ

る第三国市場への展開も視野に入れていく。今年12月に杭州で開催予定の国際スマート交通産業博覧会への日本企業の参加を期待しているとのことである。一方、日本側からは、まず東工コーセン代表取締役社長の菅野副団長が「日中産業協力拡大のためのビジネス環境改善」をテーマに、中国政府によるビジネス環境改善の取り組みの成果を評価するとともに、地方政府による環境規制執行の透明性確保など、さらなる改善を求めた。次に、阪和興業名誉会長の北修爾副団長から、「浙江省におけるステンレス・鉄鋼ハイエンド総合加工センター事業」をテーマに、最近、同社が嘉興市で大明国際との合併で設立したステンレス・鉄鋼ハイエンド総合加工センターについて、19年初めの稼働を目指して建設を進めていることが紹介された。続いて、三井住友銀行顧問の國賀久徳団員から「日中経済協力における金融セクターの役割」をテーマに、同行が浙江省に進出した初の外資銀行として杭州支店を開業したことを紹介、さらに同行がこれまで新興国でのインフラ事業等で蓄積した金融面でのノウハウやネットワークを活かし、第三国市場での日中協力の可能性に言及した。最後に、オリックス中華圏会長の劉国平団員から、「アリペイとの提携によるBtoC事業者向け決済サービス事業」

の期待を高めているという。続いて、浙江省招商中心の丁嵐副主任より、「大江東産業集積区」についての紹介がなされた。大江東産業集積区は15年1月から正式にスタートし、現在では杭州の副都心の一つとなっており、浙江省のシボルのかつ戦略的改革開放のプラットフォームとして、大湾区の中核区、杭州擁江發展のモデル区、城東スマート製造大回廊の先導区としての役割が期待されているという。同集積区は蕭山国際空港に隣接するなど物流面で優位な場所に位置し、重要産業は自動車および同部品産業、航空宇宙産業、半導体、IC、ハイエンド設備製造業で、さらには新エネルギー、新素材、金融、地域本部、R&D等の進出についても歓迎するとしている。

最後に、浙江省交通投資集团有限公司の楊強民副総経理より、「浙江省交通投資集团有限公司の対日業務提携」についての紹介がなされた。同社は、浙江省管轄下の国有企業で、交通インフラ建設に対する投融资、交通インフラ施設運営、交通インフラ総合開発等の事業を行っている。17年の利益総額は97億元で省級の国有企業としてはトップクラスで、グループ企業は既にアジア太平洋、アフリカ、南米等で資源探査、設計、エンジニアリング、貿易、金融、国際物流等の事業を展開しているという。最近2年間は日本企業との交流に力を入れ、高速道路・軌道交通建設、インフラ施設運営管理、金融等の分野で事業を展開し、今後は日本企業との協業によ



中国高齢化社会における東北再振興と 中日医療介護協力への思い

■馬強

北京中養国康養老産業発展有限公司 董事長
中国研究型医院学会医養結合専門委員会 副会長
中国国家発展改革委員会国際合作中心 特約諮詢研究員

中国東北地方出身の私が、ここ数年、故郷の長春に帰省するたびに、ますます切実に感じるのは、かつてのやんちゃ坊主時代の記憶に懐かしい、生き生きとした住民団地の雰囲気は失われてきていることである。80歳以上の両親は、若者たちが経済の活発な沿海部や南方地域へ移り住むことに伴う少子高齢化の影響ではないかとつぶやく。

中国東北部に訪れた高齢化の波



王深遠中国老齡科学研究中心主任(中央)、党俊武副主任(左2)、羽野嘉朗日本大使館一等書記官(右2)と筆者(左1)

中国建国当初から、さらに改革・開放政策を経て半世紀以上、重要な重工業地域として中国の発展に大きく貢献してきた東北地方は、行政効率の鈍化および若者の離脱により、高齢者社会の対応において、大きなプレッシャーに直面している。

前世紀の1930年代、40年代生まれで75歳以上の後期高齢者となった人たちは、中国特有の社会の推移を体験し、いずれも乳幼児時代の栄養不足、青年時代の重労働と物質欠如、中年時代の過酷な家庭負担、中年後期と老年時代の飽食といった道のりをたどってきた。その上、一人つ子政策の影響を真正面から受け、慢性病の多発、健康状況の悪化が見られ、高齢化対応においては楽観できない状態にある。

中国国家統計局の発表データによると、2017年末時点の60歳以上の人口は2億4100万人となり、65歳以上の人口は1億5000万人を超え、それぞれ全国民に占める割合は17%と11%以上に上っている。

さらに中国老齡科学研究中心の予測では、2045年前後に中国の60歳以上の人口は4億8000万人となり、80歳以上は1億人を超えると予測される。そのうち80%以上の高齢者は、高血圧、糖尿病、関節病、血管や心臓など循環器に関わる病といった慢性病を患い、癌の多発、目、歯、聴力、身体機能の弱体化、体の痛みといった多様な



中国研究型医院学会の長春視察時の会議の様相(18年8月25日撮影)

手段を共有しながら対応する必要がある。

特に日本は、アジア地域の唯一の先進国として、一足先に高齢化社会に入り、高齢化社会対応の面では、豊富な経験を持ちながら、挫折を味

わった経験をも有する。このような日本の高齢化産業と医療産業における多様な経験と技術、制度モデル、方策や方法スキームなどは、必ずや中国の高齢化社会対応に有益かつ建設的な役割を果たし得るものであり、長期的に安定し、継続的なウィン・ウィンの中日協力関係に

中日協力への期待

健康問題を抱えている。

高齢化問題は、中国特有の問題ではなく、社会の進歩、経済発展、生活の質の改善、医療技術の進歩、疾病を克服する能力の向上、公営衛生事業の発展教育水準の向上、栄養供給能力の向上などを背景として、世界各国それぞれが直面する問題であると言えらる。1860年からフランスがいち早く高齢化社会に突入した後、既に160年以上にわたる人類共通の問題として存在する。また、いずれの国においても、自国の力のみでは全面的な解決は難しい問題でもある。

中日両国は、地理的に移動できない近隣国同士であり、数千年の交流の歴史を持ち、相互交流を通じて学びあい、それぞれの発展と成長を実現してきた。さらに、18年5月の李克強國務院総理の訪日に際し、安倍晋三総理との間で中日両国の医療・高齢者福祉分野の協力を含む合意が達成され、当該分野における中日協力はますます強化されるに違いない。

私は、25年前に「21世紀中日友好青年育成プロジェクト」で吉林省政府から派遣されて日本に留学した。これまでに数多くの中日協力活動を体験してきたが、今後の中日医療・介護協力については、新たな一つのささやかな希望と目標を持つている。それは、願わくば、私の人生の夢がスタートした中国東北地方において、中日医療・介護分野の協力事業モデルを作りたいということである。このような思いのもとで、私は18年8月、吉林省・長春市を訪れ、まずは長春で、

中日医療・介護協力モデル事業をスタートさせる決意を新たにした。 長春での中日医療・介護モデル事業構想

本モデル事業は、中国の既存の介護ビジネスとは異なる営利態勢をとり、日本で既に実証されている介護ビジネスを積極的に導入しつつ、中国社会の実状に合わせた上で、中国の高齢者ニーズに適合するビジネスとして展開する予定のものである。

現段階では、中国には全国共通の介護保険制度がなく、14年から山東省青島市が日本の介護保険制度に倣って、社会保障に属する医療保険の一部から財源を得る形で試みてきた中国バージョンの「介護保険制度」は、中国全国15都市・地域で試行されているが、当該制度が具体的にいつ全国で適用可能になるのか、まだ不透明な状況にある。さらに、中国社会の経済水準はいまだに発展途上国段階にある点に鑑みれば、全国共通の中国バージョンの「介護保険制度」が施行されるとしても、日本と同様のレベルの保険制度となる可能性は低く、保障範囲は圧縮せざるを得ないと思われる。

このような高齢化対応の制度面の未整備と高齢者層の支払い能力不足を考慮すると、中国の社会で日本と同様な介

護ビジネスを展開することは難しく、中国の実態に合わせたビジネス体系を取らざるを得ない。

他方、中国の社会には高齢化ビジネスに有利な点もたくさんある。中国の都市部の人口密度は相当高く、「居民社区」という住民団地（コミュニティ）には、通常、数日世帯、数千世帯が集中しており、高齢化人口の集中度は日本よりはるかに高い。このような特徴を利用し、高齢化産業の重要な構成要素である高齢者向けの金融業、サービス業、福祉用具業、不動産業を連携させる形の供給側（サプライヤー）グループをとりまとめ、在宅、コミュニティ、介護施設の高齢者を需要側に位置付け、有効な供給と需要のビジネス・サプライチェーン構築を実現できれば、大きなビジネスチャンスにつながるに違いない。

私のイメージする中日医療介護協力モデル事業の構成は、中日企業共同事業の傘下に、「医療介護統合サービス基地」（大型、都市近辺に配置）と市内の既存の介護施設を主体として位置付けるものである。

前者の「医療介護統合サービス基地」には、高齢者施設と



中国の居民社区の介護施設ロビー
(18年10月25日撮影)

リハビリおよび健康管理（ヘルスケア）をメインとする病院（2級）を共同体として配置し、高齢者サービス（入居、介護福祉用具配給、福祉用具レンタル、福祉用具や寝具などの専門的洗浄、健康食品配給、住宅改修、介護専門教育、コンビニ・小売など）のほか、高齢者向けの医療サービス（健康管理医療、リハビリ、慢性病管理と治療、大型病院とのグリーン通路、週末医療など）を提供する。

これらのサービスは、後者の市内の各既存介護施設と連携させ、後者は通常の高齢者入居サービスに加えて、上記基地で提供できる付随サービスを導入する。さらに、後者施設は自らのネットワークを通じて、周辺の住民団地在住の在宅高齢者にも当該サービスを提供する仕組みを構築し、ビジネスとして展開して収益を拡大しつつ、高齢者向けの金融、福祉用具・関連商品とサービスを組み合わせて高齢者に提供することにより、基準化されたハイレベルの高齢化サービスを提供することが可能になり、介護ビジネスの継続発展と成長に寄与し得ると考える。このような仕組みは、中国で既に

国家発展改革委員会や中国民政部、中国老齡科学研究中心、中国国家開発銀行の関連部署の論証を受け、モデルプロジェクトとしての選定プロセスに入っている。

東北地方の優位性

読者もご存知の通り、中国政府は十数年前から東北再振興の政策を打ち出し、現在、李克強國務院総理自らが「國務院東北地域等旧工業基地振興グループ」長に就任し、中国国家発展改革委員会にも東北経済振興司が設置され、振興資金を含めて、多大な力が投入されている。このような国レベルの政策のもとで、まずは国民生活に肝要で、密接に関わる最重要分野である医療・介護の中日協力モデル事業をスタートさせることは、今後の西国の国民の友好と相互理解の増進にとつても、さらに効果的であるに違いない。

世界一の人口規模を背景に、中国の高齢化問題は、今後百年間にわたって続き、若々しい社会に再び戻る見通しは、ほとんど持ち得ない状況にある。一方、このような大量の高齢者は、間違いなく中国の社会、経済と国民生活に対し、巨大な供給と需要のチャンスを創り出すものとも思われる。それは、中国の経済発展の新たな原動力になるとの見方も有力である。こうした分野での中日協力事業は、強い生命力を持ち、ウィン・ウィン関係を継続させ得るものとなるに違いない。

（本稿本文は、18年8月31日に執筆）



減税措置

DT 弁護士法人
中国律師 鄭 林根

業^{注6}あるいは科学技術型中小企業^{注7}の(認定による)資格を持つ企業は、資格を得た年度から5年前までに発生した未補填の繰越損失を次年度以降に最長10年まで繰り越すことが可能になります。

(4) 設備投資の一括費用処理

財政部と国家税務総局が18年5月7日付で「設備器具の控除に関連する企業所得税政策に関する通知」(財税[2018]54号)を公布し、新規購入の設備投資の一括費用処理が認められるようになりました。

これまで企業が新規購入した研究開発専用の機器・設備、または一部の業種に限って新規に購入した研究開発と経営に共同使用する機器・設備が単位あたり100万円を超えない金額であれば一括損金算入が認められていましたが^{注8}、この通達により18年1月1日~20年12月31日に企業が新規購入した設備、器具(建物や建築物を除く)で、単位あたり価格が500万円以下のものは、一括費用処理が可能となります。

(5) スタートアップ企業への投資の優遇措置の全国拡大

財政部と国家税務総局は18年5月14日付で「ベンチャーキャピタル及びエンジェル投資家の税收政策に関する通知」(財税「2018」55号)を公布し、17年1月1日(個人への適用は18年7月1日)からスタートアップ科学技術型企業へ投資し、条件に合致する投資である場合、投資額の70%を損金算入する企業所得税優遇措置が適用されることとなります。

これまで全面イノベーション改革試験地域(8つ)と蘇州工業園区に限って、条件に合致するベンチャーキャピタルまたはエンジェル投資家がスタートアップ科学技術型企業への投資に際して投資額の70%を損金算入可能とされていましたが、この通達により、措置の適用地域を全国へと拡大しました。

(6) 企業の従業員教育費用の損金算入基準を引き上げ

財政部と国家税務総局は18年5月7日付で「企業の従業員教育経費の損金算入政策に関する通知」(財税「2018」51号)を公布し、18年1月1日からすべての企業を対象に従業員教育費用の損金算入額の上限が8%に引き上げられました。

これまでハイテク企業の場合、従業員教育費用の年度損金算入の上限は賃金給与総額の8%、そのほかの企業は2.5%までとされていました。この通達で上限額をハイテク企業と統一し、すべての企業が8%まで損金算入することができるようになりました。

3. 個人所得税の減税措置

増値税、企業所得税の減税と並行して、消費拡大の一環として18年8月31日付で、個人所得税法も改正されました。施行は19年1月1日です。

改正法では、基礎控除が現在の月3,500元(約5万6,900円)から5,000元^{注9}に引き上げられ、累進税率の適用所得幅の改定により賃金・給与で中低所得者層に対する減税を行

い、負担を軽くしました。

また、賃金・給与所得については現行法では月間所得ベースの源泉課税でしたが、改正法は年間所得ベースの課税に改めた上、課税方式を一部の所得(役務報酬・原稿料・知的財産権使用料収入)と合算する総合課税に変更しました。

なお、改正法では新たな特別追加控除規定も設けられました。既存の控除項目^{注10}に加えて、子女教育費、生涯学習費、大病治療費、住宅ローン金利、家賃、高齢者扶養費などの支出が特別追加控除として追加されました。改正法の実施により、控除対象がかなり拡大することになり、賃金・給与所得者にとっては大きな負担減になるとみられます。その他、改正法は年間の合計滞在日数183日を境にして居住者と非居住者を区別することに改正された点も留意すべきです。

改正法は、中間層以下の負担減により、消費の刺激による内需喚起につなげる狙いがあり、控除の取り扱いなど一部は18年10月1日に前倒しで施行されました。政府は月収2万円未満の納税者にとっては、個人所得税額が現行の半分未満になり得ると試算しています。

(本記事の意見にわたる部分は筆者の私見であり、所属する組織の公式見解ではありません)

(注1) 一般貨物とは特定貨物以外の貨物を指します。

(注2) 特定貨物には、具体的に食糧などの農産品、食用植物油、食用塩、水道水、暖房ガス、冷房ガス、熱水、石炭ガス、LPガス、天然ガス、ジメチルエーテル、メタンガス、住民用石炭製品、出版物、新聞、雑誌、AV製品、電子出版物、飼料、化学肥料、農業機械、農業、農業用膜、その他国務院より規定される貨物を指します。

(注3) 小型薄利企業の適用基準は年間課税所得が30万円以下であること以外に、工業企業は、従業員数(派遣従業員を含む)100人以下、資産総額(四半期または年度の平均)3千万元以下、その他の企業は同じく80人以下、1千万元以下。

(注4) 2012年以降、適用基準に合致する小型薄利企業に対して、そのうち年間課税所得が基準よりも低い一部の企業にさらに課税所得額の50%に対して20%の税率を適用することにし、2015年以降は適用基準に合致するすべての小型薄利企業に対してその課税所得額の50%に対して20%の税率を適用することにしました。

(注5) 2015年11月2日財政部、国家税務総局および科技部「研究開発費用の損金加算計上措置の完備に関する通知」(財税[2015]119号)。

(注6) ハイテク企業とは、科技部、財政部、国家税務総局の「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火「2016」32号)の規定に基づき認定を受けた企業を指します。

(注7) 「科学技術型中小企業」の条件は科学技術部・財政部・国家税務総局の「科学技術型中小企業評価弁法」(国科発政「2017」115号、2017年5月3日)をご参照ください。

(注8) 2014年10月20日財政部、国家税務総局「固定資産の加速減価償却における企業所得税政策の完備に関する通知」(財税「2014」75号)。

(注9) 外国人に適用してきた1,300元の追加控除が改正法において廃止され中国人と同じ5,000元に統一されます。

(注10) 個人が国の定めた範囲及び基準に基づき納付した基本養老保険、基本医療保険、失業保険などの社会保険料及び住宅積立金などを含みます。

中国ビジネス Q&A 2018年中国における産業振興のための

Q 2018年に入り、中国政府は一連の減税措置を打ち出しました。その概要及び背景を教えてください。

A 中国は2012年11月の第18回党大会以降、産業構造の転換を実現するため、大幅な減税・費用徴収削減を行ってきており、特にサービス業などの振興を狙い、営業税から増値税への移行を段階的に進め、減税額の累計は2兆元を超えました。18年に入り、減税措置がさらに拡大されています。

18年3月5日、李克強首相は第13期全国人民代表大会での「政府活動報告」で、中国政府が18年に①増値税率の軽減、②企業所得税の半減優遇、③設備購入の損金算入などの7つの減税措置を実施することを宣言しました。「政府活動報告」の実施と共に米中貿易戦争により打撃を受けることとなったハイテク産業の下支えと、「トランプ減税」への危機感から、国務院は5月1日から増値税率の軽減と小規模納税者基準の緩和を決定し、さらに7つの減税措置を打ち出すことで、創業・革新及び小企業・零細企業の発展を支援することを断行しました。

以下、18年から日系現地法人にも影響を与える中国の増値税及び企業所得税などの減税措置を紹介します。

1. 増値税率の軽減と小規模納税者の適用基準の緩和

(1) 増値税率の軽減

財政部と国家税務総局は18年4月4日付で「増値税税率の調整に関する通知」(財税[2018]32号)を公布し、貨物販売及び輸入増値税の税率を従来の17%から16%へ、11%から10%へと引き下げました。これに伴って従来の17%、11%の輸出に係る増値税還付率が適用されていたものについても、それぞれ17%から16%へ、11%から10%と変更されました。

増値税率の軽減措置により、18年5月1日から適用税率は下記の通りとなりました。

課税対象	変更前	変更後
一般貨物 ^{注1} の販売・輸入、加工・修理など役務、不動産賃貸サービス	17%	16%
特定貨物 ^{注2} の販売・輸入、交通輸送、郵便、基礎電信、建築、不動産賃貸サービス、不動産販売、土地使用権の移転	11%	10%

(2) 小規模納税者の適用基準の緩和

財政部と国家税務総局は18年4月4日付で「増値税小規模納税者基準の統一に関する通知」(財税[2018]33号)を公布し、工業、商業に従事する小規模納税者の適用基準を緩和しました。

従来、小規模納税者の適用基準は、工業企業(年間課税売上高 \leq 50万元)、商業企業(同 \leq 80万元)、増値税移行の対象企業(同 $<$ 500万元)がそれぞれ異なっていましたが、本件通達においてその基準が500万元に統一されました。これにより、年間課税売上高が500万元未満の企業と個人は、小規模納税者としてのメリットを享受できるようになります。

2. 企業所得税の減税措置

増値税の減税に伴い、企業所得税においても、「小型薄利企業」所得税減税を含め、いくつか重要な減税措置が打ち出されました。

(1) 小型薄利企業の企業所得税の減税

財政部と国家税務総局は18年7月11日付で「小型薄利企業所得税優遇措置範囲の更なる拡大に関する通知」(財税[2018]77号)を公布し、小型薄利企業の適用基準を引き上げ、適用対象の範囲を拡大しました。

企業所得税法では、適用基準に合致する小型薄利企業に対して、20%の軽減税率を適用することとなっています。その適用基準^{注3}の一つは、年間課税所得が08年に30万元以下とされていましたが、17年に30万元から50万元に引き上げられ、今回はさらに期限付きで(20年まで)100万元に引き上げられました。これにより、適用基準に合致する企業に対して、その課税所得額の50%に対して20%の税率が適用されることとなりました^{注4}。

(2) 国外委託に係る研究開発費用の損金加算計上

財政部、国家税務総局及び科技部は18年6月25日付けで「企業の国外委託に係る研究開発費用の損金加算計上の関連措置に関する通知」(財税[2018]64号)を公表し、18年1月1日から国外(個人を除く)委託に係る研究開発費用の損金加算計上が可能になりました。

これまで、企業が国内企業または個人に委託し、実際に発生した研究開発費用の80%を損金算入することができ、さらに課税所得計算時にその50%相当の金額を追加損金算入できる(以下、損金加算計上という)とされていましたが、国外企業及び個人への委託開発費用は適用対象外とされていました^{注5}。今回の通達により、企業の国外(個人を除く)委託に係る研究開発費用も国内研究開発費用の3分の2までを上限として、国内委託と同じ取り扱いになりました。

(3) ハイテク企業と科学技術型中小企業の欠損繰越期間の延長

財政部と国家税務総局は18年7月11日付で「ハイテク企業と科学技術型中小企業の欠損繰り越し期間の延長に関する通知」(財税[2018]76号)を公布し、ハイテク企業と科学技術型中小企業の欠損金の繰越期間が5年から10年に延長されました。

今回の通達により18年1月1日から、当年度にハイテク企

情報クリップ

2018年9月

■ 9/3～6 上海市緑化都市管理局の来日受け入れ

上海市のごみ処理行政管理部门である上海市緑化都市管理局の視察団一行17人を9月3日から6日までの日程で受け入れ、環境省、公益社団法人全国都市清掃会議、東京都の杉並清掃工場への訪問・視察を実施。ごみ処理施設視察のほか、処理に関する法の体系化や分別実施のための環境整備・住民啓発、さらに処理技術、リサイクルによる循環型社会の実現、等について日本の対応概況について説明を受けた。また、上海市の抱えるごみ処理についての課題を踏まえての活発な意見交換も行った。

■ 9/7 中煤能源集团有限公司董事長一行との交流

李延江・中国中煤能源集团有限公司董事長一行4人は、6日から10日までの間、当協会、日中長期貿易協議委員会の受け入れにより、8年ぶりに、東京、福岡などの関連企業・団体等の訪問と日中間の石炭取引の現状についての意見交換を目的として来日した。7日午前、ホテルニューオータニにて、伊澤正日中経済協会理事長・日中長期貿易協議委員会事務局代表ほかと、日中経済交流の現状と展望、中国の石炭産業の構造改革等の進展、エネルギーミックス等の見方について、意見交換を行った。



李延江董事長一行と伊澤正理事長等

■ 9/9～15 2018年度(第44回)日中経済協会合同訪中代表団派遣

当協会は、中国国際貿易促進委員会の受け入れにより、日本経済団体連合会、日本商工会議所との合同による、2018年度(第44回)日中経済協会合同訪中代表団を9日から7日間の日程で北京市および浙江省・杭州市に派遣した。北京では、李克強國務院総理との会見をはじめ経済関係官庁幹部との全体会議、杭州では、朱從玖浙江省副省長との会見や「中国(浙江)ー日本ニュー・エコノミー協力フォーラム」等の開催に加え、アリババ、吉利汽車などの訪問・視察を行った(詳細は本誌 SPECIAL REPORT 参照)。

■ 9/21 孫志剛・貴州省書記来日歓迎懇談会

孫志剛・貴州省書記の来日に際し、当協会は都内で、宗岡正二会長、大倉鎮信副会長はじめ企業トップらの出席を得て歓迎懇談会を開催した。席上、孫書記からは、貴州省はこれまで交

通インフラの整備率が低く経済発展を妨げていたが、近年それが飛躍的に改善し、貴州省の強みである観光業や農業が活性化したほか、データセンターを基盤とする情報産業の成長も著しく、日本との将来的な協力関係強化を図っていききたい、との意欲的なコメントがあった。また、出席した日本側各企業からの事業紹介に孫書記自身が一つひとつ丁寧に応対し、協力の可能性について随行の各部門トップにその場で直接協議を進めるよう指示するなど、大変積極的な交流が行われた。

■ 9/25 遼寧省瀋陽市、9/27 山東省青島市で、省エネ・環境技術交流会開催

当協会は、25日に遼寧省瀋陽市、27日に山東省青島市で「第12回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」にむけた省エネルギー・環境技術交流会を開催した。

瀋陽では、遼寧省発展改革委員会との共催で、日中関係者100人以上が出席した。午前中には日中両国企業の技術・製品の紹介が行われ、午後にはビジネスマッチングを行った。また、企業見学も実施した。

青島では、青島西海岸新区管理委員会、青島市商務局との共催で、日中関係者150人以上が出席した。企業視察や日中両国企業の技術・製品の紹介、ビジネスマッチングを行った。

JCNDA NEWS

2018年9月の日中東北開発協会の活動から

■ 9/11 日中経済協力会議の準備会議開催

第17回目となる日中経済協力会議の準備会議を日中経済協会・日中東北開発協会内で開催し、北海道庁国際経済室経済交流グループ主幹と中国東北3省1自治区の関係者が参加した。

■ 9/21 NPO 法人北東アジア輸送回廊ネットワーク第9回 OOA 研究会に参加

NPO 法人北東アジア輸送回廊ネットワークの第9回中国主宰のユーラシア開発構想研究会(略称 OOA 研究会)が都内で開催され、当協会事務局が参加した。席上、カザフスタンの国境都市ホルゴスの現地視察、最近の韓国情勢等についての報告および意見交換等が行われた。

J+C ECONOMIC JOURNAL

2018年12月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

中国の最新ビジネス環境 動向 2018-2019

編集後記

日中両国総理の出席を得て北京で開催された「日中第三国市場協力フォーラム」の翌週、10月30日午後、雲南省の宗国英常務副省長来日に伴い「2018中国雲南-日本経済協力交流懇談会」が東京で開催された。新鮮に感じられたのは、北京のフォーラムでは共通のターゲットとしてイメージされた「Win-Win-Win」が、宗副省長のメッセージでは、東南アジアに開かれた地理的優位性のもとで飛躍しつつあるクリーンエネルギー、绿色食品、ヘルスケア産業等における実態に近い姿で語られたことである。かつては貧困支援プロジェクトから着手され、いまや中国のスタバコーヒーを席捲しつつあるという雲南省産コーヒーの香りに浸りながら、雲南省の底力に魅入られた思いだ。(十川)

*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申込みになれます。

URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

日中経協ジャーナル

2018年11月号(通巻第298号)平成30年10月25日発行

発行人 高見澤学

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8 千代田富士見ビル2階

TEL. 03-5226-7351 FAX. 03-5226-7221

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2018

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税(送料共) ISBN: 978-4-88880-265-9 C2033

変化する中国経済を基本から理解するための図表を中心としたデータ集

中国経済 データハンドブック

China Economic Data Handbook
2018年版

対中ビジネス企画の必需品

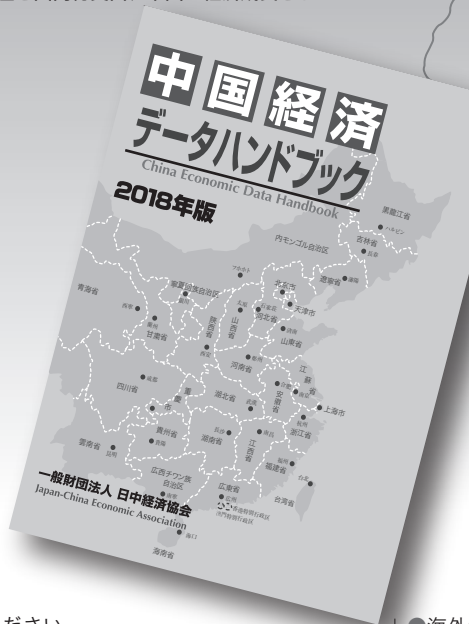
1992年発刊以来、対中ビジネスを担う日本企業の戦略スタッフの必携書という評価をいただいています。18年版は各項目とも最新のデータを追加。組織人事のページも第13期全人代第1回会議の結果を反映しました。

A4判176ページ・本文2色刷・一般財団法人日中経済協会 2018年8月30日発行
定価 本体4,000円(税別) / 会員価格 本体3,000円(税別)
ISBN978-4-88880-262-8

〈主な内容〉

- I 概況 政治・経済基本データ一覧、一級行政区概況、人口、主要都市の月別平均気温と年間降水量、祝祭日とその他の記念日
- II 政治体制 政治機構図、中央組織人事、國務院組織人事、共産党の党大会及び中央委員会全体会議の開催状況、全国人民代表大会の開催状況、国家指導者及び対外経済関係部門指導者の略歴、地方人事、主要経済関連政府機関組織人事
- III 2017年の経済
- IV 2018年の経済
- V 第13次五カ年計画他 第13次五カ年計画の概要・主要目標・主要重点項目、改革の全面深化の決定(概要)、依法治国の全面推進の決定(概要)、中国製造2025(概要)
- VI 国内経済 国内総生産と国内総支出、中国の経済成長とトピッ

- クス、日本・中国・米国の主要指標比較、農業、工業、商業、中国の企業、エネルギー、運輸・通信、固定資産投資、労働・賃金、物価、財政・金融、省エネルギー・環境保護、高齢化対応
- VII 地域経済 省・直轄市・自治区経済データ、主要都市経済データ、東・中・西・東北地区経済指標比較、投資誘致地区の種類と概要、各種開発区・税関特殊監督管理区域名称一覧、新型都市化
- VIII 対外経済 貿易、投資、国際収支
- IX 日中経済 貿易、直接投資、日本の対中経済協力、日中長期貿易取決め(LT)契約状況、邦銀の中国支店・現地法人、在留邦人数
- X 法制度 中国の法令類、中国の主要法令一覧
- XI 巻末 日中政府間協定等、日中基本四文書等、中国関係大事記、在日本中国経済関係機関連絡先など



日中経協ならではの
信頼のデータ集
全国の書店にて
好評発売中!

●ご購入は下記にお申し込みください。
東京官書普及株式会社
政府刊行物東京サービス・ステーション
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-2 Tel.03-3292-2746 Fax.03-3292-1670
下記ホームページからお申し込みになれます。
URL <http://www.tokyo-kansho.co.jp>
●最寄りの書店でもご購入できます。

●海外からの注文、購入をご希望の方は下記にお申し込みください。
株式会社 OCS
海外生活サポートサービス
Tel.03-5534-7965
下記ホームページからお申し込みください。
URL <https://www.ocs.co.jp>

※賛助会員は会員価格でお求めになれますので日中経済協会総務部までご連絡ください。Tel.03-5226-7351 Fax.03-5226-7221



Smart Challenge TEDA

美しい世界都市へ。天津

Beautiful New World, Tianjin

中国経済の新たな中核として 期待が高まる天津濱海新区とTEDA

「京津冀(北京市・天津市・河北省)協同発展戦略」により今、
TEDAはさらなる発展と充実が期待されています。

TEDA:天津経済技術開発区
(Tianjin Economic-Technological Development Area の英字略称です)



天津経済技術開発区 日本事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階
Tel. 03-3221-8298 E-mail:hanyr@tedajp.com / doyamasi@tedajp.com

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION